



ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い
～ 多古の子 町の子 みんなの子 ～

第2期 多古町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
千葉県 多古町

<目次>

第1章	計画策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨と位置づけ	3
2	計画の期間と位置づけ	4
3	計画の策定体制	5
	(1) 子ども・子育て会議	5
	(2) アンケート調査	5
	(3) パブリックコメント	5
第2章	多古町の子どもと保護者を取り巻く現状	6
1	人口と世帯の状況	6
	(1) 人口推移（年齢3区分人口）	6
	(2) 人口構成比と人口ピラミッド	6
	(3) 類型別世帯数の推移	7
	(4) 母子・父子世帯数の推移	8
2	婚姻、出生等の状況	8
	(1) 婚姻・離婚の状況	8
	(2) 合計特殊出生率の推移	9
	(3) 出生数と自然動態	9
3	就業の状況	10
	(1) 就業者数・就業率の推移	10
	(2) 産業分類別就業状況	10
	(3) 年齢別就業状況	11
4	児童数の推移と教育・保育施設等の状況	12
	(1) 児童数の推移	12
	(2) 認定こども園の状況	12
	(3) 小学校の状況	13
	(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況	13
5	アンケート調査結果	14
	(1) 就学前児童調査結果	14
	(2) 小学生調査結果	17
第3章	計画の基本的考え方	22
1	計画の基本理念と基本目標	22
	(1) 計画の基本理念	22
	(2) 計画の基本目標	23
	(3) 計画の体系	24
2	多古町の人口と児童数の将来推計	25
	(1) 人口推計	25
	(2) 児童数の推計	26
3	教育・保育提供区域の設定	27
第4章	幼児期の教育・保育の確保	28
1	給付制度と教育・保育施設の現在の利用状況	28
	(1) 給付制度	28
	(2) 支給認定と利用の関係	28
	(3) 幼児教育・保育の無償化	29

2 量の見込みと確保方策.....	30
(1) 現状について.....	30
(2) 見込みと確保量について.....	31
(3) 確保方策について.....	31
第5章 子ども・子育て支援の展開.....	32
1 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法に基づく事業）.....	32
(1) 利用者支援事業.....	32
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	32
(3) 妊婦健康診査.....	33
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	34
(5) 養育支援訪問事業.....	34
(6) 子育て短期支援事業.....	35
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	35
(8) 一時預かり事業.....	36
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	38
(10) 延長保育事業.....	39
(11) 病児保育事業.....	40
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	41
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	41
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）.....	41
2 多古町の次世代育成支援に向けた取り組み.....	42
施策方針1 子育て家庭を支援する地域づくり.....	42
施策方針2 健やかに生きる力が育まれる環境づくり.....	45
施策方針3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	49
施策方針4 支援が必要な子育て家庭と子どもへの取り組み.....	53
第6章 計画の推進.....	56
1 計画の周知・広報.....	56
2 教育・保育の提供にあたって.....	56
(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進.....	56
(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援.....	56
3 計画の進行管理.....	57
■ 資料編.....	58
1 多古町子ども・子育て会議設置要綱.....	58
2 多古町子ども・子育て会議名簿.....	59

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

▶子育てをめぐる現状

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

近年、核家族化の進行による生活スタイルの変化や、経済の多様化による働き方の変化によって、子どもと家庭を取り巻く状況は急速に変化しています。経済状況の低迷や非正規雇用の増加、都市部を中心とした待機児童問題などにより、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人への支援が求められています。

また、少子化等を背景とした、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少・地域の機能の低下など社会的な環境も、安心して子どもを生み育てることが厳しい一因となっています。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を支える仕組みづくりが求められています。

▶子ども・子育て支援新制度

急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、我が国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援法等に基づく新制度は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みを構成し、様々な事業を展開しています。

○新制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	施設型給付 <ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none">・利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業・妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業・子育て短期支援事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・一時預かり事業・延長保育事業・病児保育事業・放課後児童クラブ
	地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none">・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）・家庭的保育（利用定員5人以下）・居宅訪問型保育・事業所内保育	
現金給付	児童手当	<ul style="list-style-type: none">・実費徴収に係る補足給付を行う事業・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

▶「多古町子ども・子育て支援事業計画」の策定

本町では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業量の見込みや提供体制の確保、実施時期等を定める「多古町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。（以下「第1期計画」とします）

第1期計画では、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進しました。

第1期計画策定後、国においては「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）に向け、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者に寄り添う支援の促進などを進めています。こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進していきます。

2 計画の期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

本町のまちづくりの最上位の計画である「多古町総合計画」をはじめ、障害者計画、障害福祉計画等の関連する他の計画との調和を図るものであり、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画です。

本計画は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
多古町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					多古町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					
				第2期 計画 策定		必要に 応じた 中間 見直し			第3期 計画 策定	
適宜点検 →					適宜点検 →					

3 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、市町村において、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」の設置が求められることになりました。

そのため、本町では、保護者や地域住民の代表、教育・保育福祉関係者、学識経験者などで構成する「多古町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画内容に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

●調査期間

平成31年1月7日～平成31年2月15日

●調査対象者・配布数・回収数

2種のアンケートを以下の対象者に実施しました。それぞれの回収率は以下の通りです。

調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収 [*] 票数と有効回収率
未就学児童世帯（保護者）	387	郵送配付・回収	全数	235 (60.7%)
小学生世帯（保護者）	423	郵送配付・回収	全数	265 (62.6%)

(3) パブリックコメント

令和2年1月8日～令和2年2月6日までの期間、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する意見を町民から広く募りました。

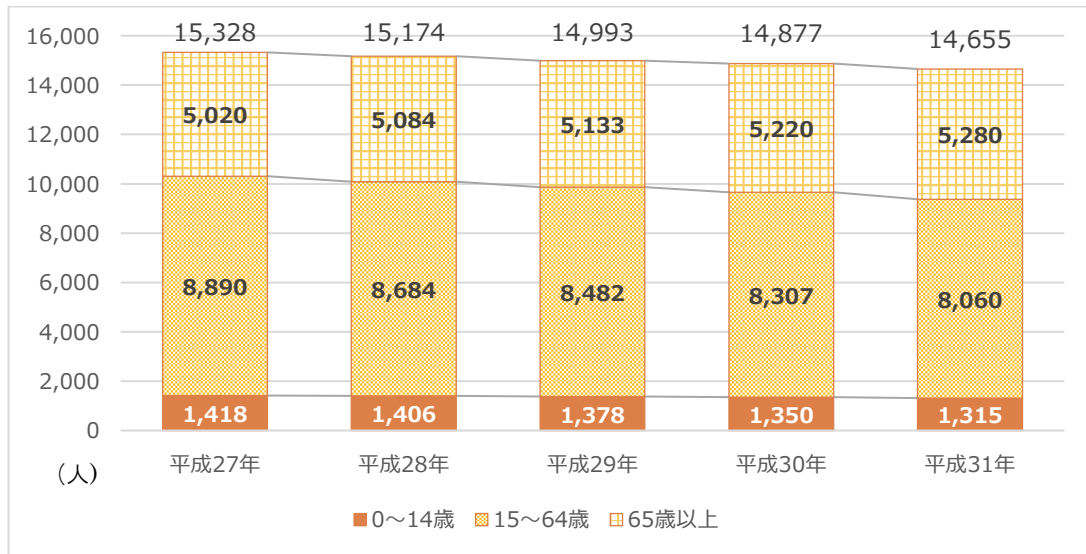
第2章

多古町の子どもと保護者を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口推移（年齢3区分人口）

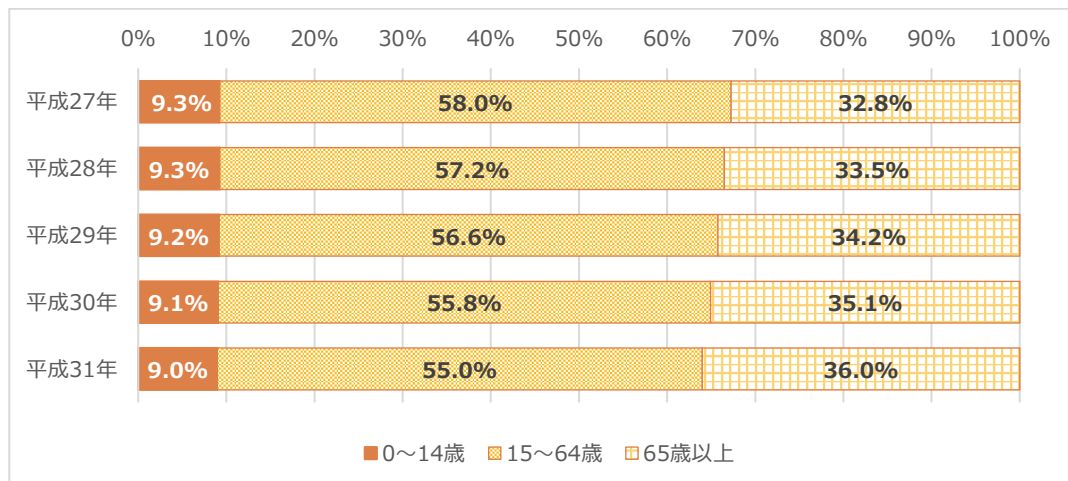
本町の人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在の人口は14,655人となっています。また、0-14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

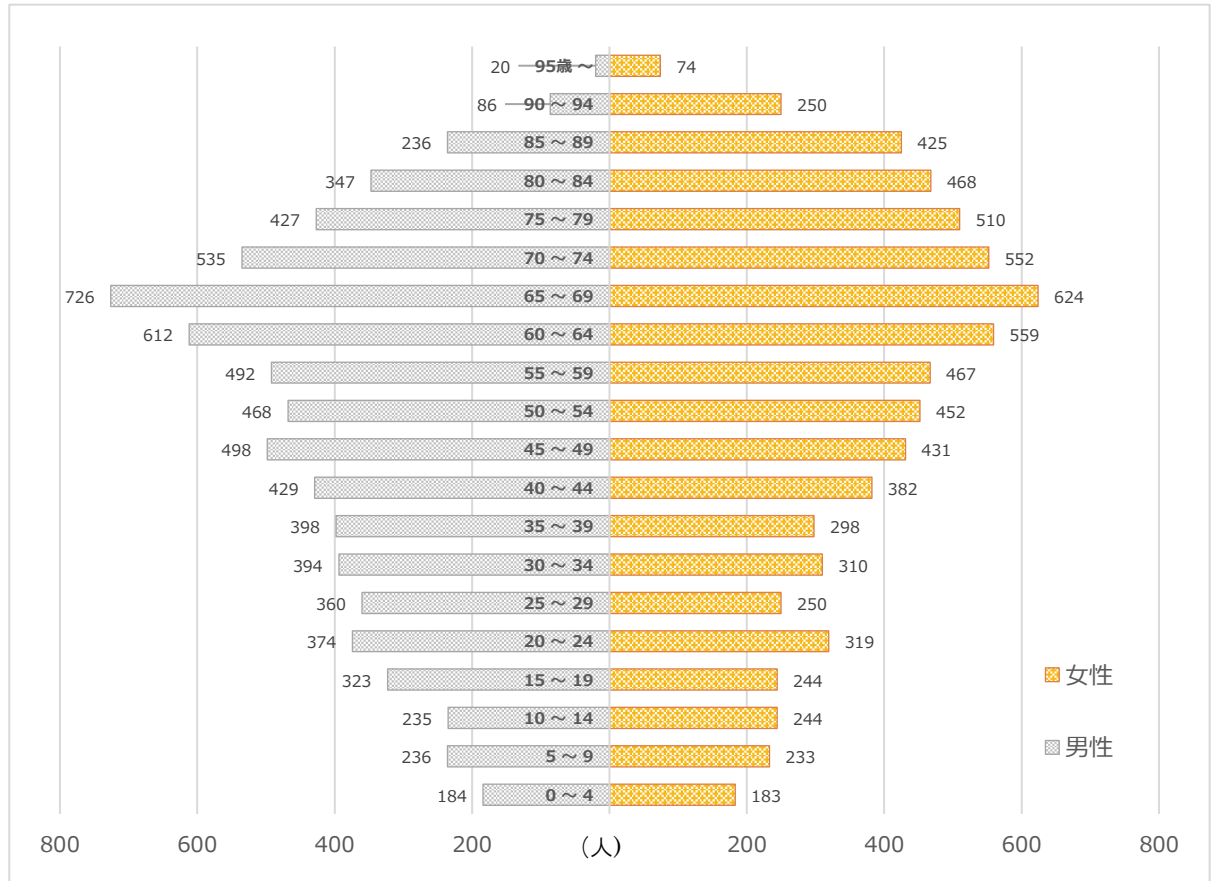
(2) 人口構成比と人口ピラミッド

年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）が減少傾向、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあり、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。平成31年4月1日現在では、年少人口割合が9.0%、生産年齢人口割合が55.0%、高齢者人口割合が36.0%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成 31 年 4 月 1 日現在での人口ピラミッドをみると、男女ともに「65-69」歳層が最も多く、また 60～74 歳の高齢者層が厚くなっています。また、50 代から 20 代にかけて年代が低くなるにつれて層が薄くなっています。年少人口（0 歳から 14 歳）も少子化に伴い層が薄くなっています。



資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(3) 類型別世帯数の推移

本町の世帯数は減少傾向で推移しており、平成 27 年の一般世帯は 5,034 世帯となっています。核家族世帯については増加傾向にあり、構成比（親族世帯に占める割合）も増加しています。

○世帯数

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	5,104 世帯	5,133 世帯	5,034 世帯
親族世帯数	4,098 世帯	3,953 世帯	3,808 世帯
核家族世帯数	2,237 世帯	2,307 世帯	2,454 世帯
親族世帯に占める割合	54.6%	58.4%	64.4%
その他の親族世帯数	1,861 世帯	1,646 世帯	1,354 世帯
親族世帯に占める割合	45.4%	41.6%	35.6%
非親族世帯数	29 世帯	59 世帯	43 世帯
単独世帯数	977 世帯	1,121 世帯	1,182 世帯

資料：国勢調査

(4) 母子・父子世帯数の推移

母子・父子世帯は、平成 17 年から平成 27 年にかけて微増傾向です。

○母子・父子世帯数

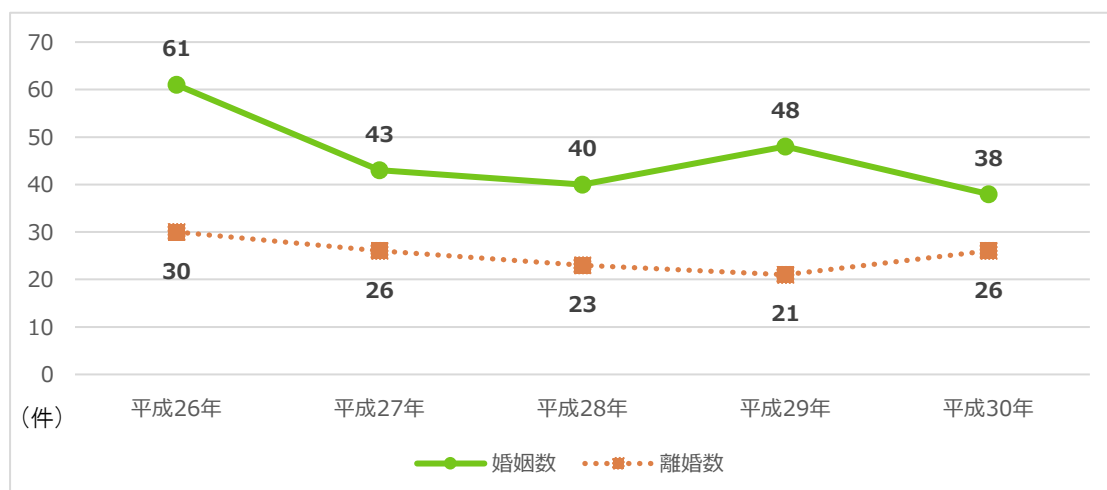
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯数	50 世帯	45 世帯	50 世帯
父子世帯数	7 世帯	9 世帯	12 世帯

資料：国勢調査

2 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数は、年によってばらつきがあるものの、近年は約 45 件で推移しています。また、離婚件数はやや微減傾向で推移しており、平成 29 年では 21 件となっています。

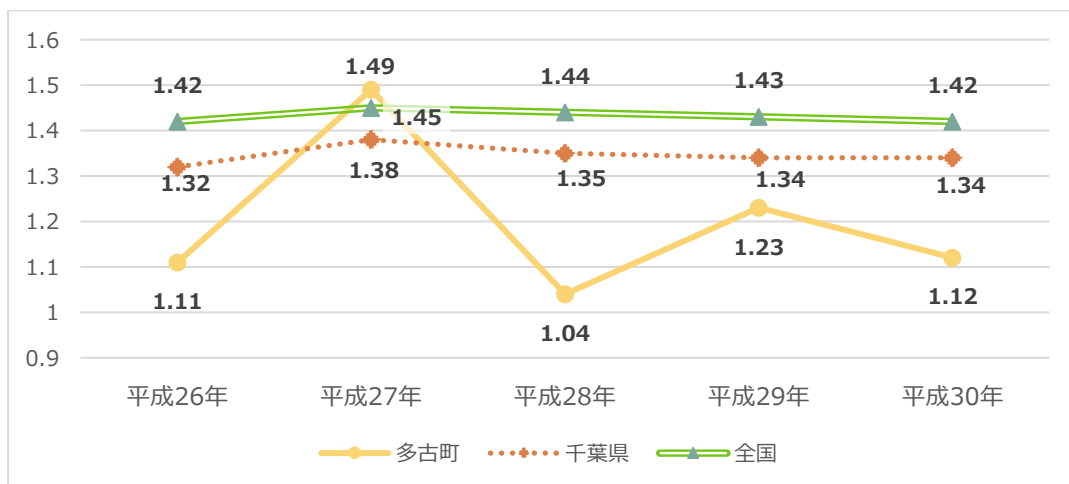


資料：人口動態統計 千葉県



(2) 合計特殊出生率の推移

千葉県と国の合計特殊出生率の推移をみると、いずれの年においても県の数値は国を下回っています。本町の合計特殊出生率については、平成27年には県及び国の数値を上回ったものの、その他の年においては国や県より低い水準にあります。



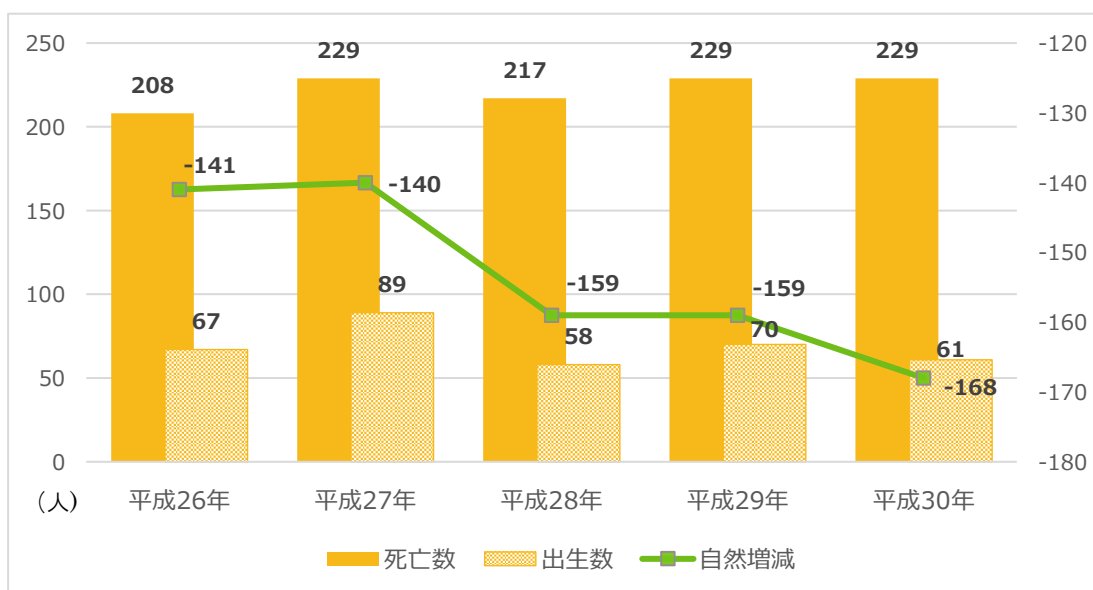
資料：人口動態統計 千葉県

●合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）

その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当。

(3) 出生数と自然動態

本町の出生数は近年減少しています。出生数と死亡数の推移をみると、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成30年における自然増減は168人減となっています。

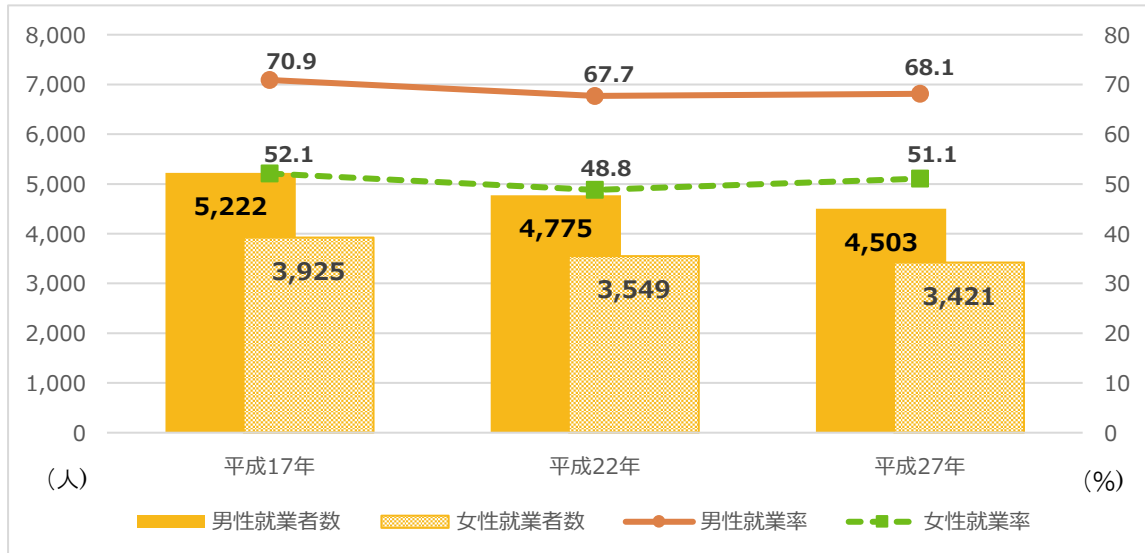


資料：人口動態統計 千葉県

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

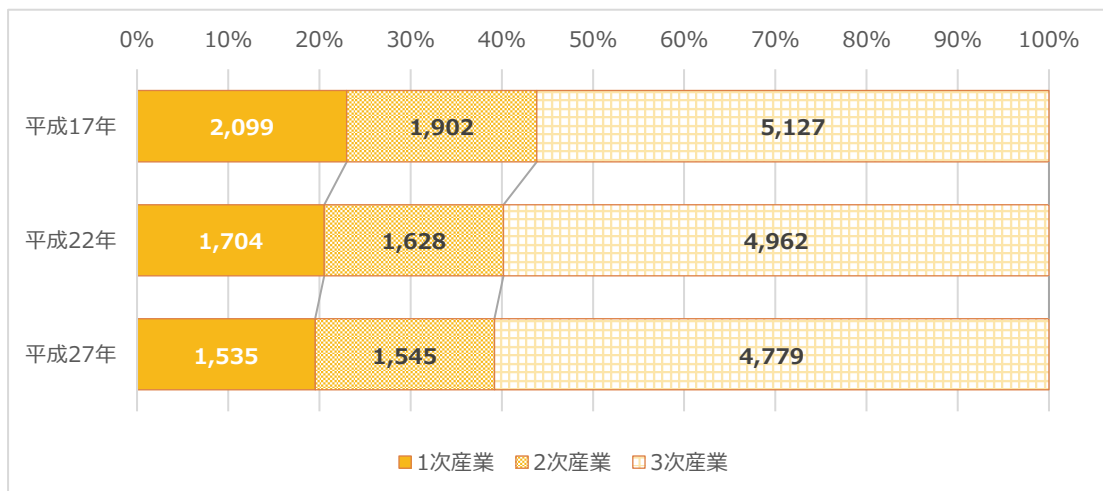
本町の就業者数は、男性、女性いずれも減少傾向にあります。また、就業率については、男性、女性ともに横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査

(2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、第1次産業及び第2次産業就業者割合が低下する一方で、第3次産業就業者割合が増加しており、平成27年では約6割となっています。



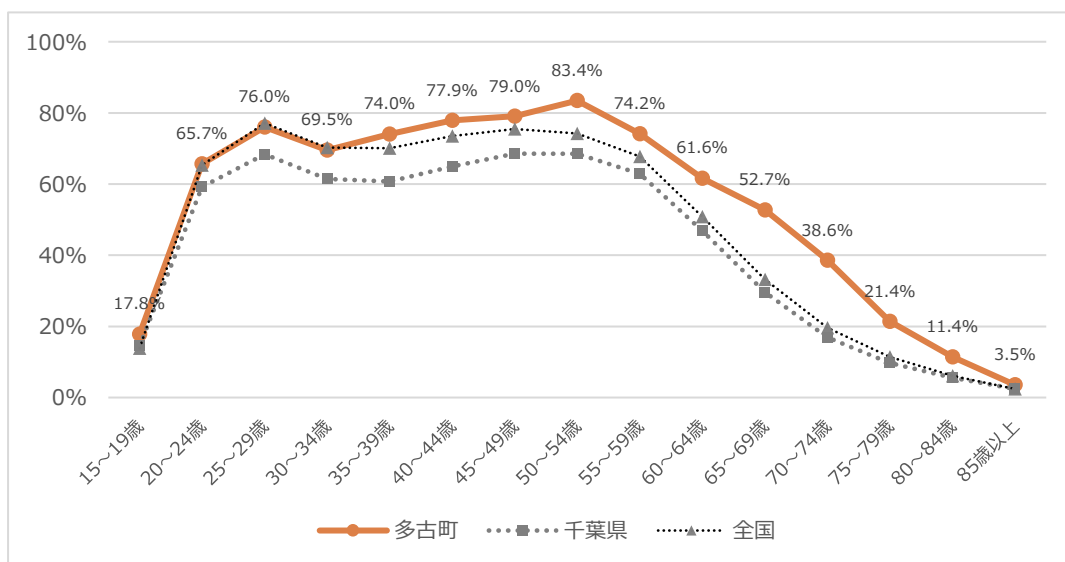
資料：国勢調査

(3) 年齢別就業状況

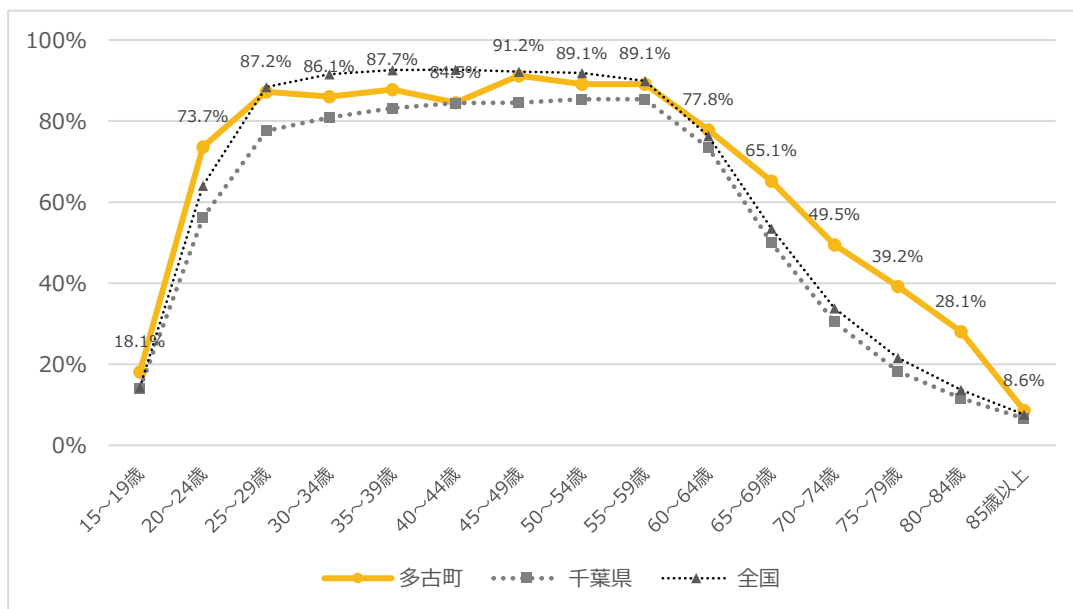
本町の年齢別就業状況について、平成 27 年の国勢調査をみると、男性、女性いずれも千葉県の水準を上回った就業率となっています。

女性については、40 代から 50 代にかけての就業率が高いこともあり、ゆるやかな M 字カーブを描いています。

＜女性＞



＜男性＞



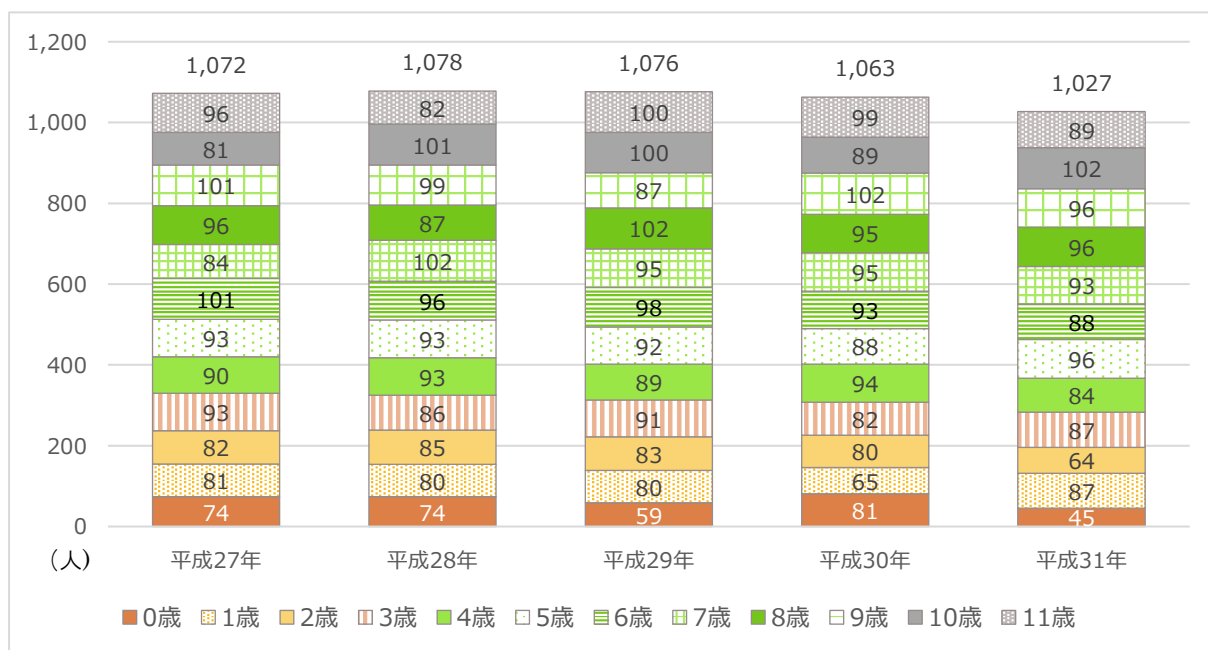
資料：国勢調査

4 児童数の推移と教育・保育施設等の状況

(1) 児童数の推移

本町の0歳から11歳までの児童数は微減傾向で推移しています。

平成27年から平成31年の年齢別児童数の推移をみると、いずれも横ばいまたは微減傾向となっていますが、0歳と2歳においては大きく減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園の状況

認定こども園については、公立の「多古こども園」が1か所あります。利用者は平成31年4月1日現在で341人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員(人)	410	410	410	410	410
園児数(人)	357	348	352	340	341
0歳	3	7	3	6	3
1歳	29	32	35	21	40
2歳	46	41	46	54	35
3歳	92	80	88	77	85
4歳	93	92	88	94	82
5歳	94	96	92	88	96

各年度4月1日現在

(3) 小学校の状況

町内の小学校は、令和元年度では4校あり、学級数については37学級となっています。

在校児童数は年によって増減があるものの、ほぼ横ばいに推移しており、令和元年5月1日現在では563人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学 校 数	5校	4校	4校	4校	4校
学 級 数	42学級	36学級	38学級	38学級	37学級
児 童 数 (人)	561	568	584	573	563
男	282	274	283	280	276
女	279	294	301	293	287
第1学年	104	96	96	94	85
第2学年	84	105	97	94	94
第3学年	93	86	104	97	95
第4学年	102	96	87	103	96
第5学年	82	103	97	89	104
第6学年	96	82	103	96	89

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

令和元年度においては、放課後児童クラブ（学童保育所）を4校で設置しています。登録児童数は増加傾向にあり、令和元年度は164人となっています。また、利用率は令和元年度では29.1%と、約3割の児童が登録しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設 置 数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
登 録 児 童 数	104	135	161	163	164
放課後児童クラブ利用率	18.5%	23.8%	27.6%	28.4%	29.1%

※夏休み利用を含んだ登録児童数

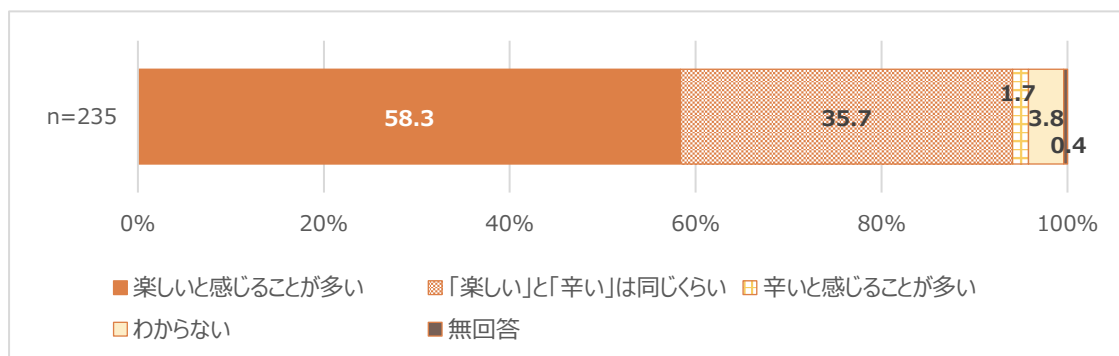


5 アンケート調査結果

※グラフや表における「n」は、集計対象者数を表すものです。

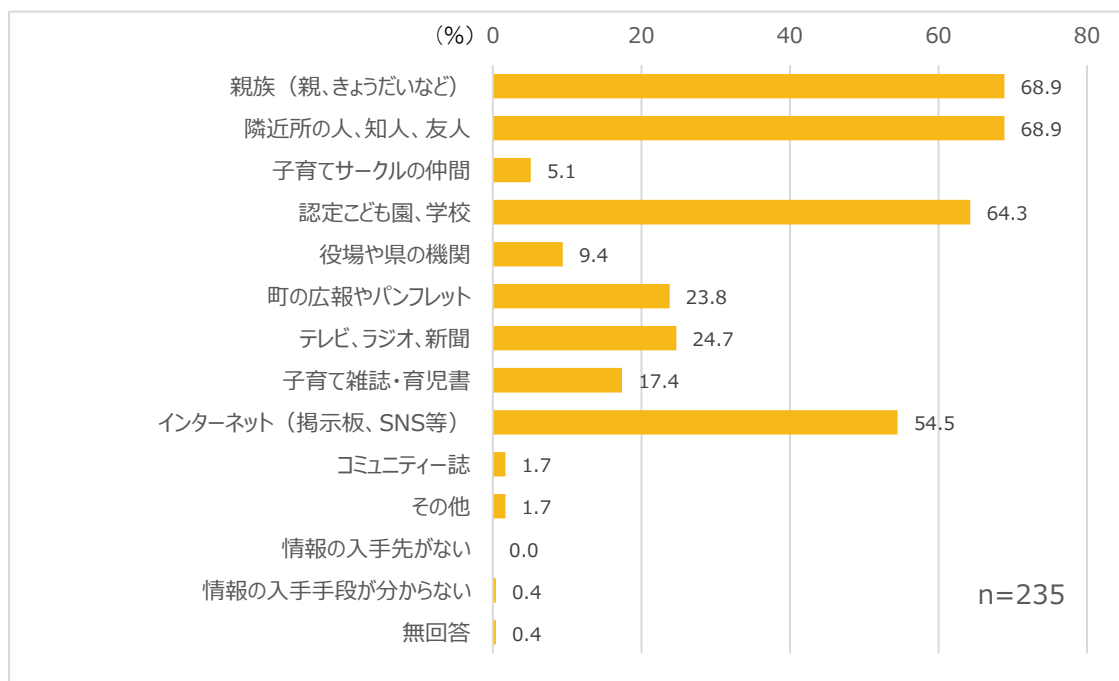
(1) 就学前児童調査結果

①子育てをどのように感じる人が多いですか。



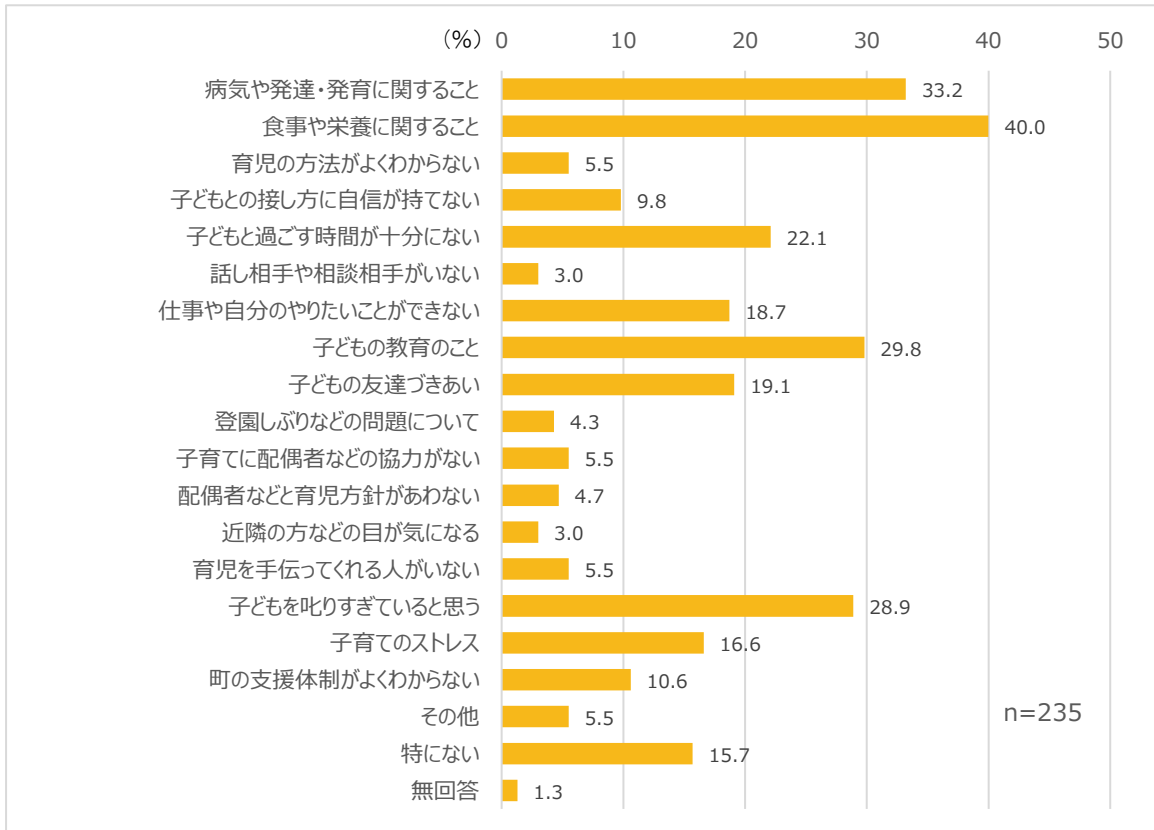
▶子育てをどのように感じているかでは、「楽しいと感じることが多い」が 58.3%で最も多く、以下、「『楽しい』と『辛い』は同じくらい」が 35.7%、「わからない」が 3.8%などとなっています。

②子育てに関する情報は、どこから入手していますか。



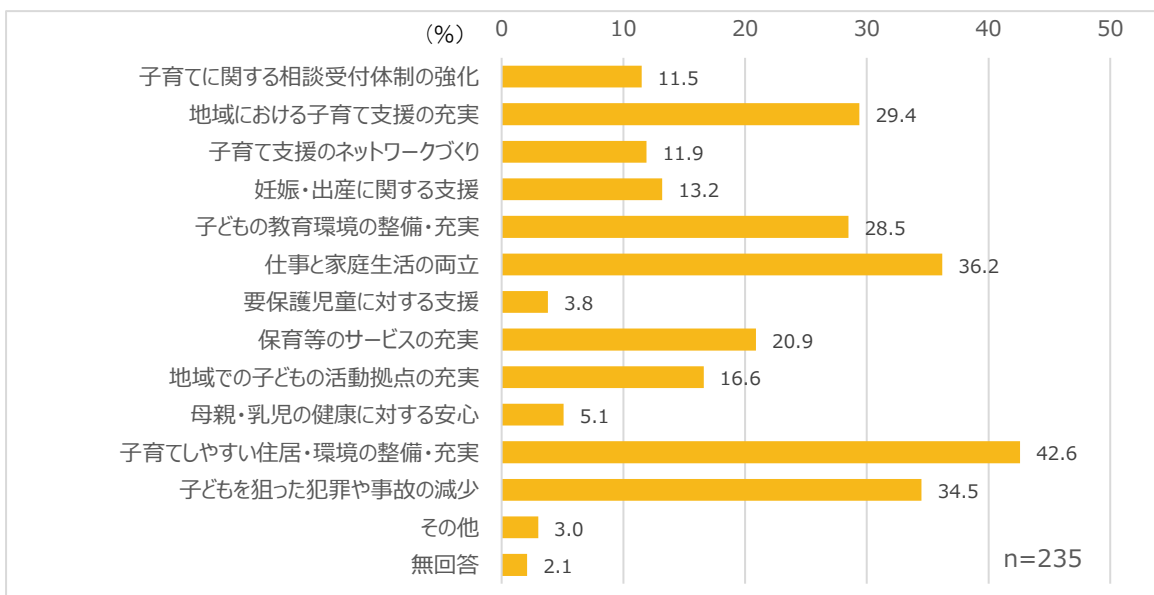
▶必要な情報をどこから入手しているかを尋ねたところ、「親族（親、きょうだいなど）」、「隣近所の人、知人、友人」、「認定こども園、学校」が特に多く、「インターネット（掲示板・SNS等）」も多く挙げられています。

③子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。



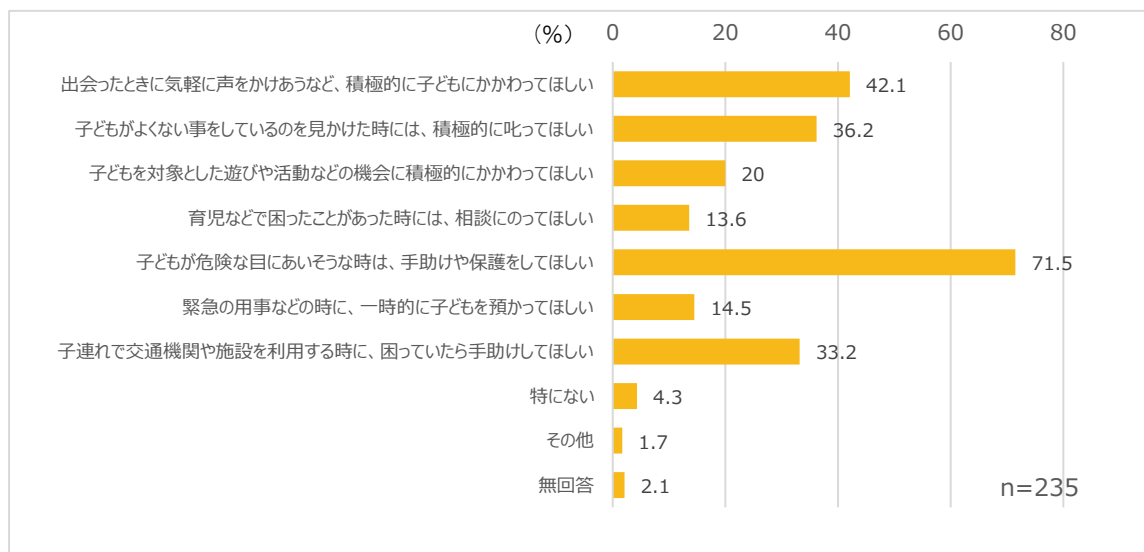
▶子育てに関して日常悩んでいることを尋ねたところ、「食事や栄養に関すること」、「病気や発達・発育に関すること」、「子どもの教育のこと」などが多く挙げられています。

④子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思われませんか。



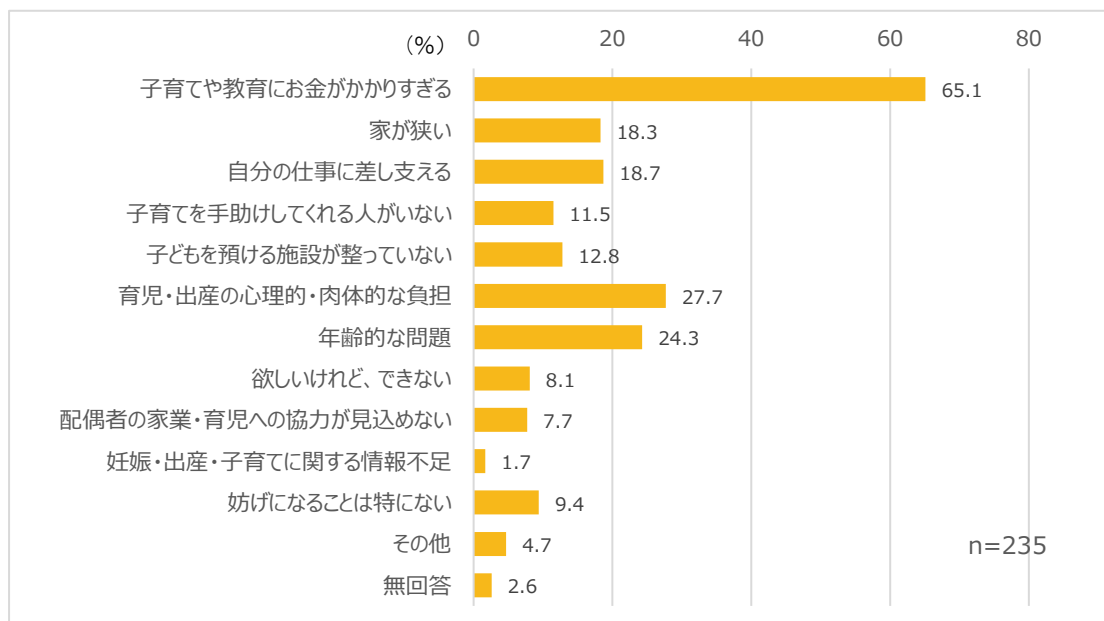
▶子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思うかを尋ねたところ、「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」「仕事と家庭生活の両立」、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」などが多く挙げられています。

⑤子育てをする上で、地域全体がこのようになればよいと思われることがありますか。



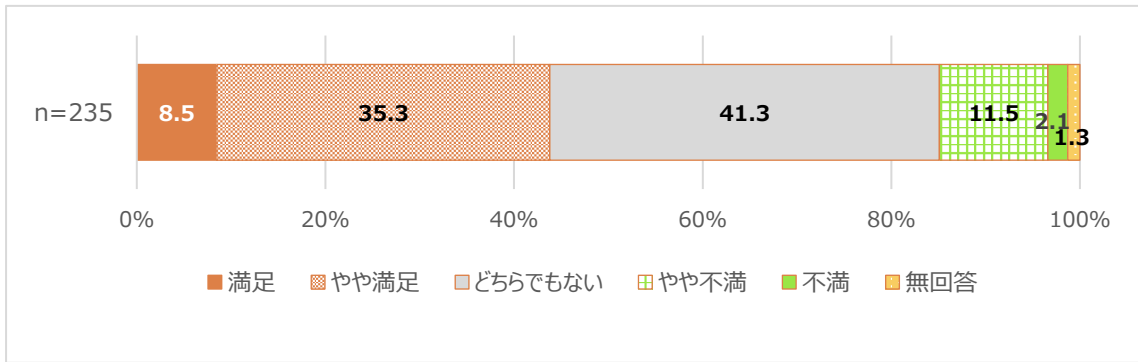
▶子育てをする上で、地域全体がどのようになればよいと思うか尋ねたところ、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」が約7割と、最も多くなっています。

⑥理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で、妨げとなることは何ですか。



▶理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で、妨げとなることは何か尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が65.1%と、最も多くなっています。また、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」、「年齢的な問題」なども挙げられています。

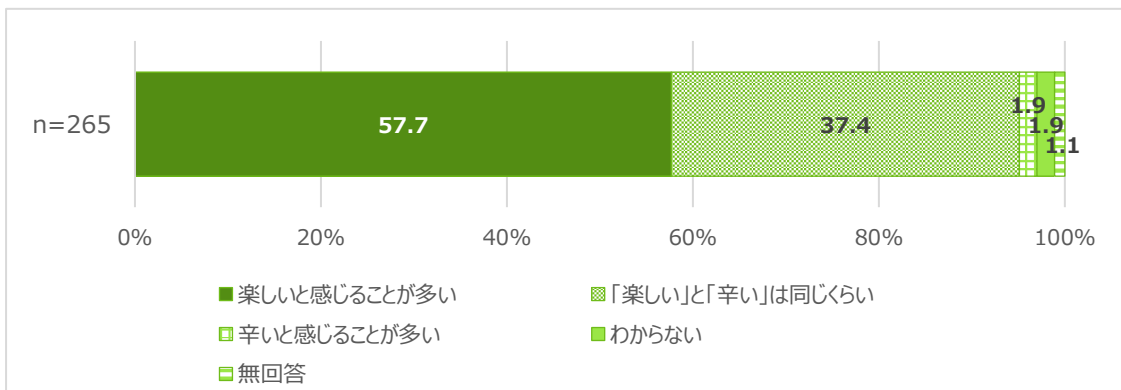
⑦多古町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。



▶多古町で子育てすることに満足しているか5段階評価で尋ねたところ、「満足」が8.5%、「やや満足」が35.3%、「どちらでもない」が41.3%、「やや不満」が11.5%、「1不満」が2.1%となっています。

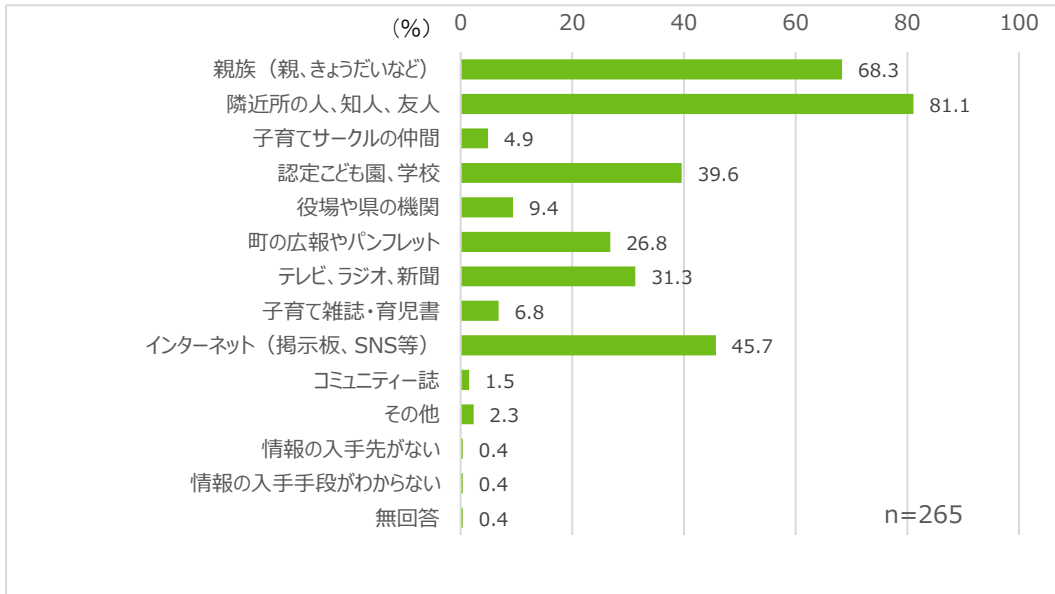
(2) 小学生調査結果

①子育てをどのように感じる人が多いですか。



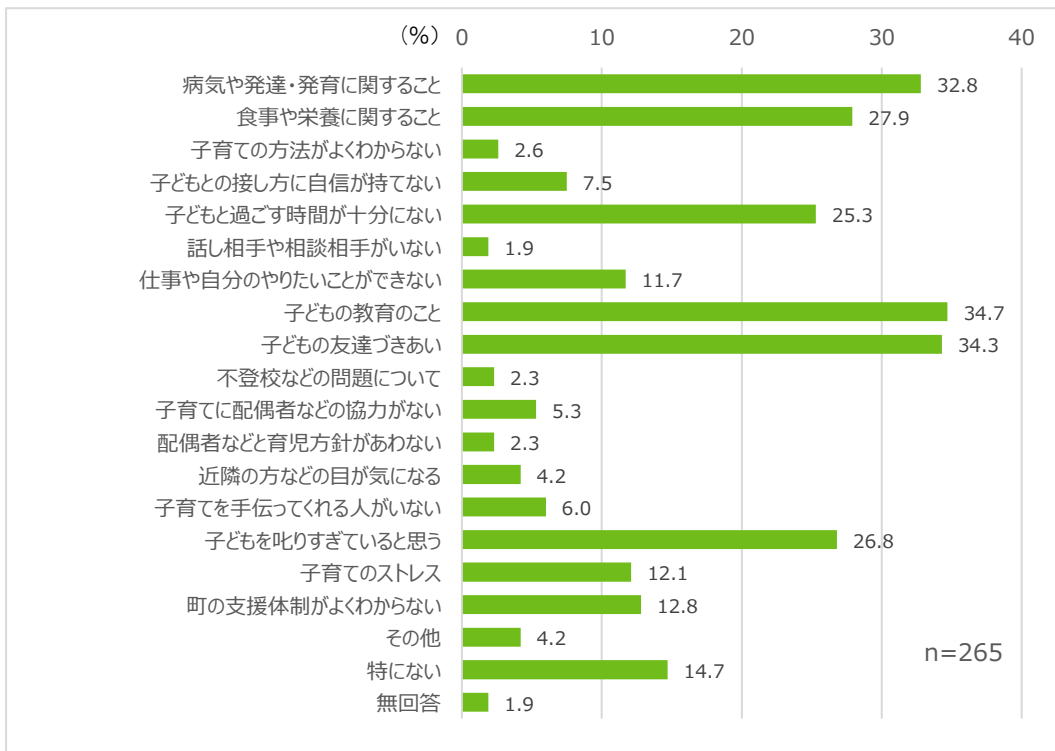
▶子育てをどのように感じているかでは、「楽しいと感じることが多い」が57.7%で最も多く、以下、「『楽しい』と『辛い』は同じくらい」が37.4%、「辛いと感じることが多い」が1.9%などとなっています。

②子育てに関する情報は、どこから入手していますか。



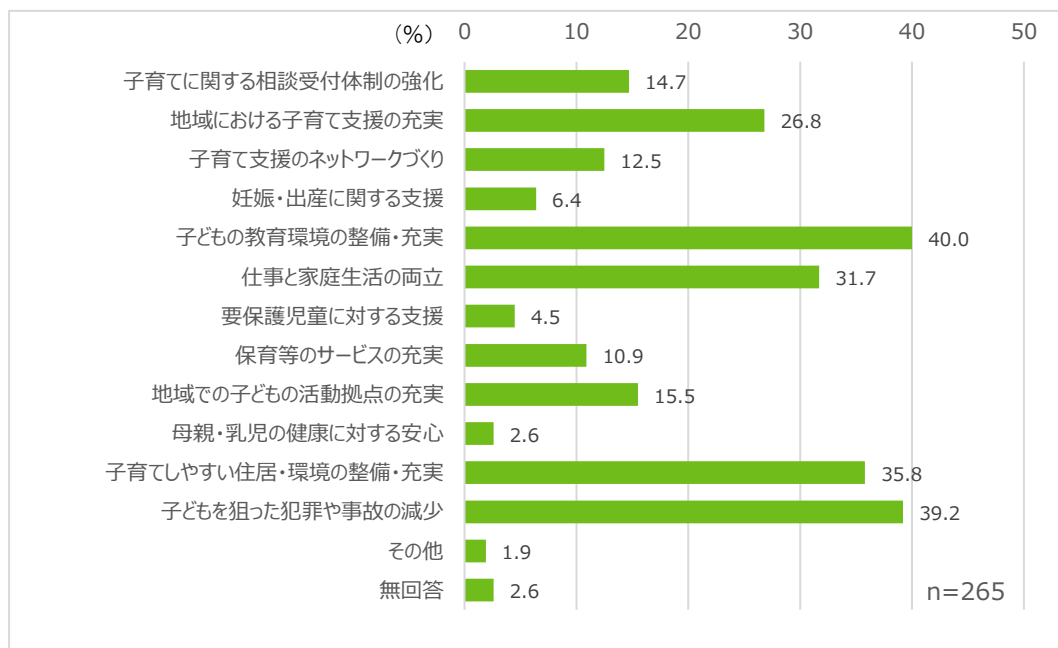
▶必要な情報をどこから入手しているかを尋ねたところ、「隣近所の人、知人、友人」、「親族（親、きょうだいなど）」が特に多く、「インターネット（掲示板・SNS等）」も多く挙げられています。

③子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。



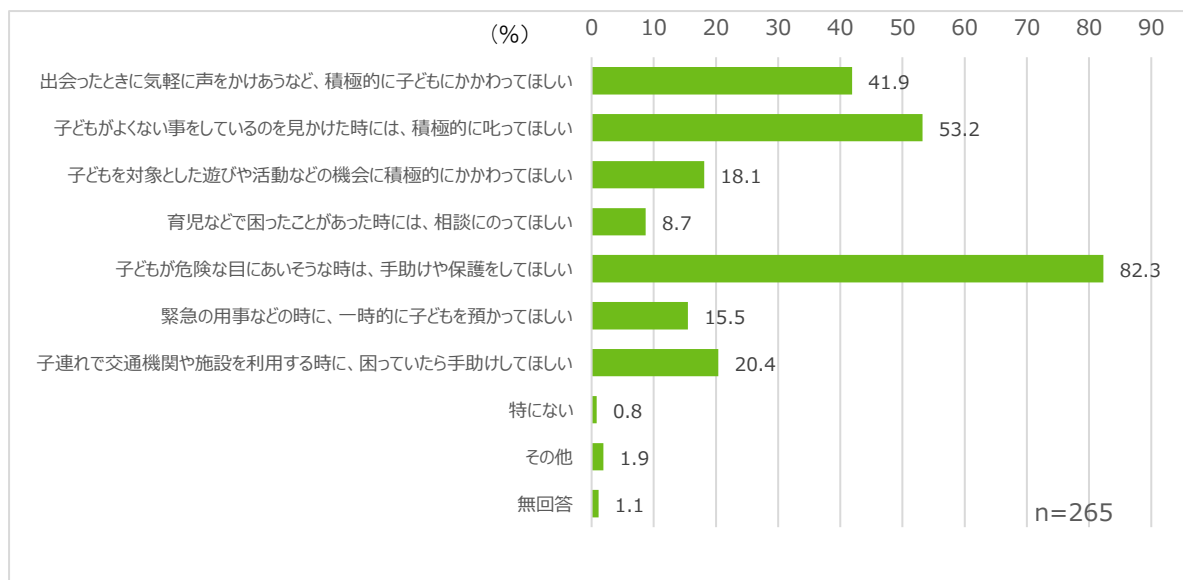
▶子育てに関して日常悩んでいることを尋ねたところ、「子どもの教育のこと」、「子どもの友達づきあい」、「病気や発達・発育に関すること」などが多く挙げられています。

④子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思われますか。



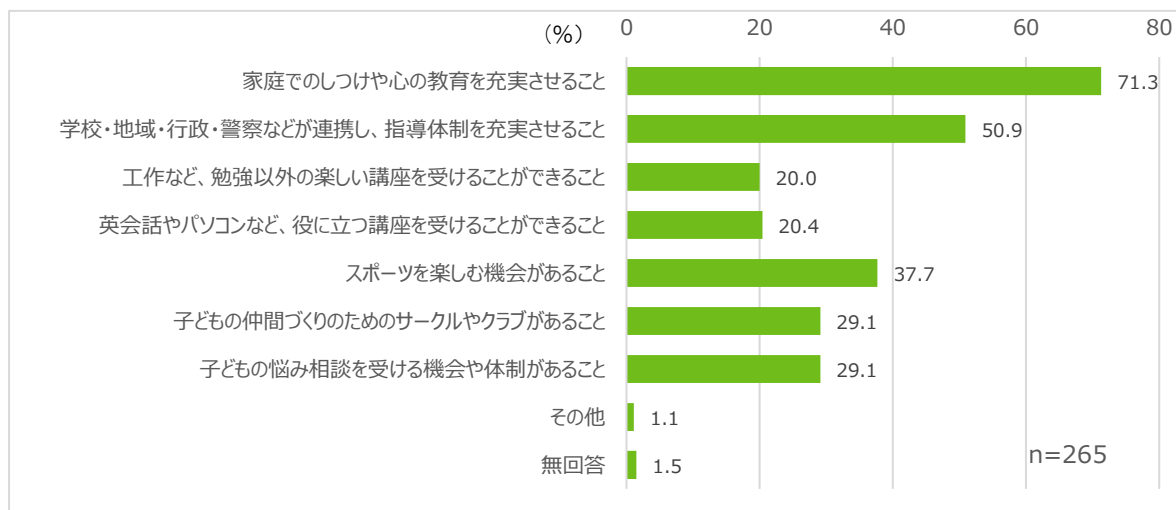
▶子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思うかを尋ねたところ、「子どもの教育環境の整備・充実」「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」などが多く挙げられています。

⑤子育てをする上で、地域全体がこのようになればよいと思われることがありますか。



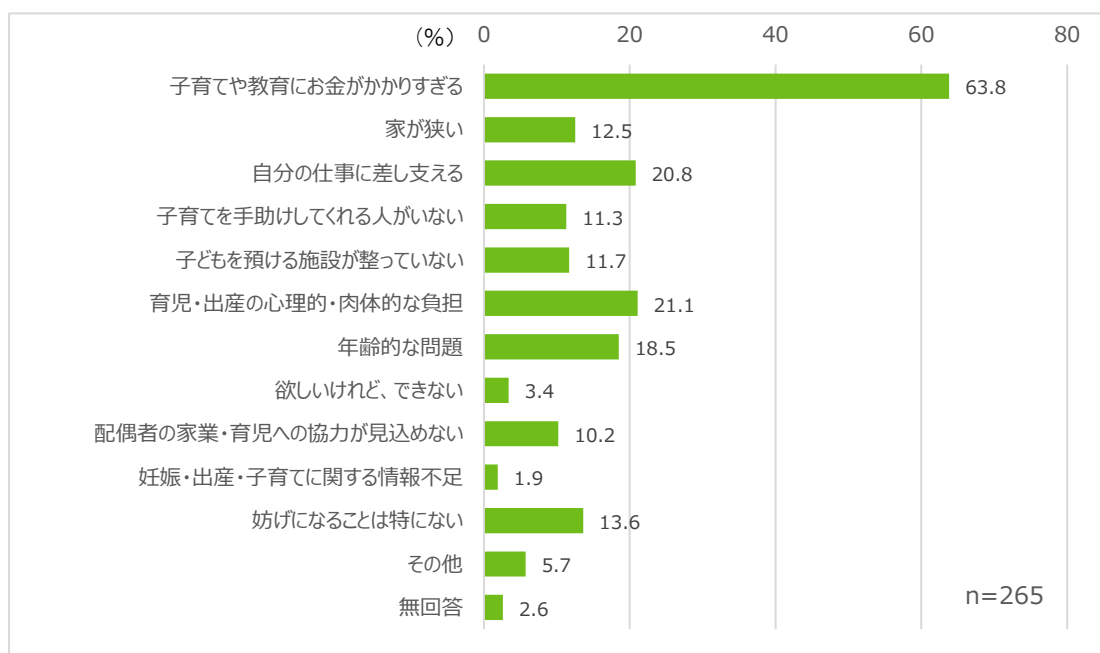
▶子育てをする上で、地域全体がどのようになればよいと思うかを尋ねたところ、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」が8割以上と、最も多くなっています。また、「子どもがよくない事をしているのを見かけた時には、積極的に叱ってほしい」も半数が回答しています。

⑥健全育成や非行防止のために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(小学生のみ)



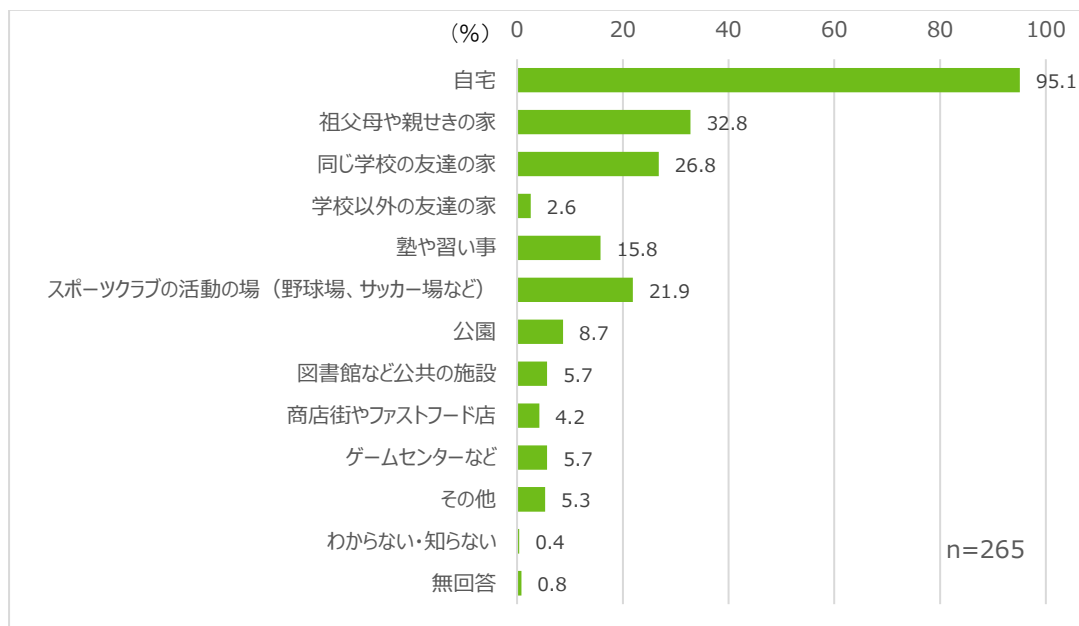
▶子どもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこととして、「家庭でのしつけや心の教育を充実させること」が7割以上挙げられ、最も多くなっています。また、「学校・地域・行政・警察などが連携し、指導体制を充実させること」なども多く挙げられています。

⑦理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で、妨げとなることは何ですか。



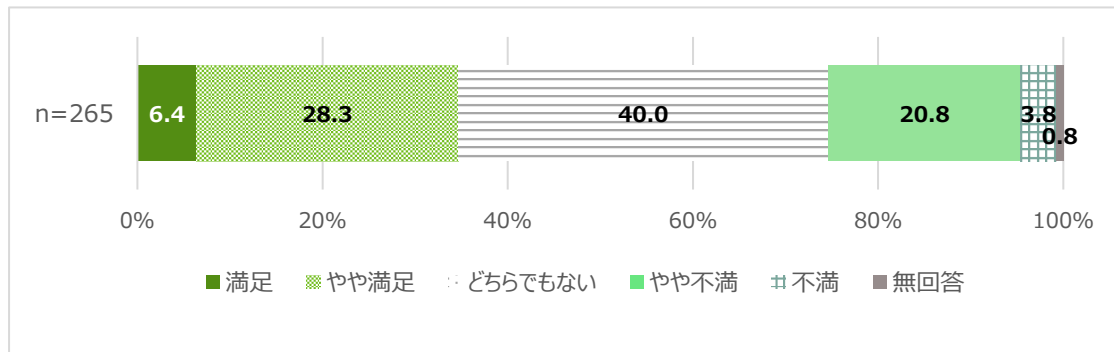
▶理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で、妨げとなることは何か尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が63.8%、最も多くなっています。また、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」、「自分の仕事に差し支える」なども挙げられています。

⑧お子さんは学校がないとき、どこで過ごすことが多いですか。(小学生のみ)



▶学校がないとき、子どもがどこで過ごすかについて、もっとも多い回答が「自宅」で95.1%、ついで多い回答が「祖父母や親せきの家」で32.8%となっています。

⑨多古町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。



▶多古町で子育てをすることに満足しているかについて、5段階評価で尋ねたところ、「満足」が6.4%、「やや満足」が28.3%、「どちらでもない」が40.0%、「やや不満」が20.8%、「不満」が3.8%となっています。

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。

▶ 基本理念

ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い

◇◇◇ 多古の子 町の子 みんなの子 ◇◇◇

本町では、第1期計画において基本理念を『ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。本計画においても、第1期計画の基本理念を継承していくこととします。

この基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていきます。

家庭と地域の人々、行政、関係機関及び関係団体が共に力を合わせて地域社会が一体となり、親も子ども楽しく育っていける、ゆとりある子育て・子育て環境のまちの実現を目指します。



(2) 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

▶基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな成長が保障されるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、また子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、教育・保育をはじめとする各種事業について、ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、親子が健康でいきいきと生活できるよう、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。また、多様化する家庭の課題に柔軟に対応するため、各種団体が連携し、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

▶基本目標2 多古の子を健やかに育む環境づくり

子どもを安心して産み・育てるためには、妊娠期からの相談体制、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進するとともに、出産や就学に対する支援を推進しています。引き続き、保健医療体制や教育環境の充実を図るとともに、通学路等の道路交通環境や施設の整備・点検を進め、より安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指すとともに、遊び場の充実や子どもの居場所づくりを推進します。

▶基本目標3 ゆとりの子育てを実現する地域づくり

本町では、地域の人材や組織などの協力を得て、子どもの学びや遊びの機会提供、保護者の交流機会の提供や相談支援、子育て支援が展開されています。

また、仕事と生活の調和が図られるよう、育児休暇の取得、働き方の見直しの啓発や協力促進を進め、子育てにやさしい地域社会の実現を目指しています。

子ども一人ひとりの育ちが守られ、親にとっては子育てしやすい地域づくりのため、多世代が交流できる拠点の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進します。

(3) 計画の体系

基本理念、基本目標の実現に向けて展開する施策等を図に表すと次のとおりです。

【基本理念】 ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い

--- 多古の子 町の子 みんなの子 ---

- ▶基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供
- ▶基本目標2 多古の子を健やかに育む環境づくり
- ▶基本目標3 ゆとりの子育てを実現する地域づくり

●幼児期の教育・保育の確保

教育・保育の必要量の認定

- 1号認定・2号認定・3号認定（特定・教育保育施設等の定員の確保）

●地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨放課後児童健全育成事業
(学童保育所) |
| ③妊婦健康診査 | ⑩延長保育事業 |
| ④乳幼児家庭全戸訪問事業 | ⑪病児保育事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入するための事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) | ⑭子どもを守る地域ネットワーク
機能強化事業 |

●多古町の次世代育成支援に向けた取り組み

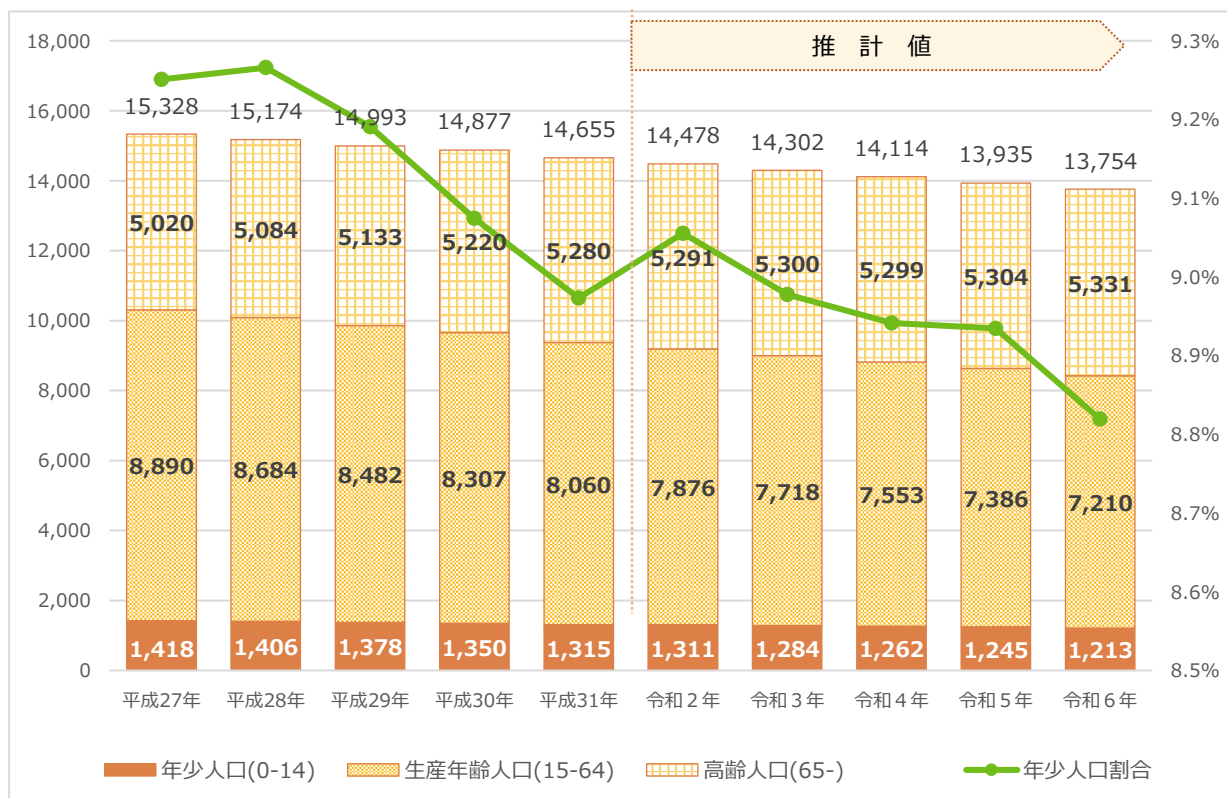
- 施策方針1 子育て家庭を支援する地域づくり
- 施策方針2 健やかに生きる力が育まれる環境づくり
- 施策方針3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
- 施策方針4 支援が必要な子育て家庭と子どもへの取り組み

2 多古町の人口と児童数の将来推計

(1) 人口推計

本町の平成31年4月1日現在の住民基本台帳の実績人口を基点に、令和2年以降の将来人口を推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和6年では13,754人となりました。

また、年齢3区分別の人口推移をみると、0-14歳の年少人口についても減少傾向で推移するものと見込まれ、令和6年には年少人口は1,213人と推計されます。



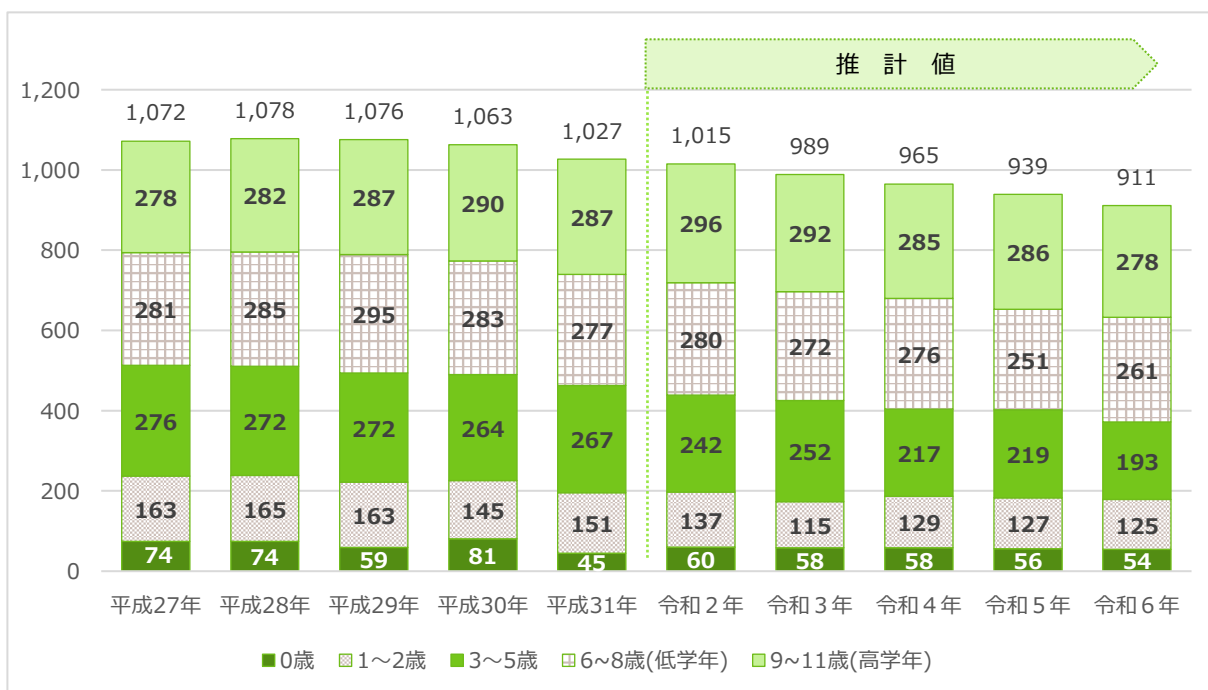
資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳からの実績値（各年4月1日）

令和2年以降はコーホート変化率法※による推計値

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 児童数の推計

本町の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後は減少傾向で推移し、計画期間の最終年を迎える令和6年には911人となり、平成31年4月時点に比べると、児童数は116人減少するものと見込まれます。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	74	74	59	81	45	60	58	58	56	54
1歳	81	80	80	65	87	49	65	63	63	61
2歳	82	85	83	80	64	88	50	66	64	64
3歳	93	86	91	82	87	68	92	52	70	67
4歳	90	93	89	94	84	89	70	94	54	72
5歳	93	93	92	88	96	85	90	71	95	54
保育年齢(0~5歳)	513	511	494	490	463	439	425	404	402	372
6歳	101	96	98	93	88	98	87	92	73	97
7歳	84	102	95	95	93	87	97	86	91	72
8歳	96	87	102	95	96	95	88	98	87	92
9歳	101	99	87	102	96	97	97	89	98	89
10歳	81	101	100	89	102	97	98	98	90	99
11歳	96	82	100	99	89	102	97	98	98	90
小学校年齢(6~11歳)	559	567	582	573	564	576	564	561	537	539
合計	1,072	1,078	1,076	1,063	1,027	1,015	989	965	939	911

各年4月1日現在

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで

各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本町においては、平成26年に町内の公立幼稚園及び保育所の5施設を統廃合し、認定こども園である「多古こども園」に集約した経緯があります。そのほか、教育・保育関係資源の分布状況をはじめ、保護者の通勤や自家用車の移動等により居住地区を越えて施設や事業が利用される現状なども考慮し、ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要かつ効率的と考えられます。

以上のことから、本町の教育・保育区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のいずれについても分割して設定することはせず、すべて多古町全域(1区域)とします。

○多古町の教育・保育提供区域

教育・保育	区域設定
1号認定(教育標準時間認定こども)	町全域(1区域)
2号認定(満3歳以上の保育認定こども)	
3号認定(満3歳未満の保育認定こども)	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域(1区域)
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
一時預かり事業	
時間外保育事業(延長保育)	
病児保育事業	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な主体の参入促進事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	

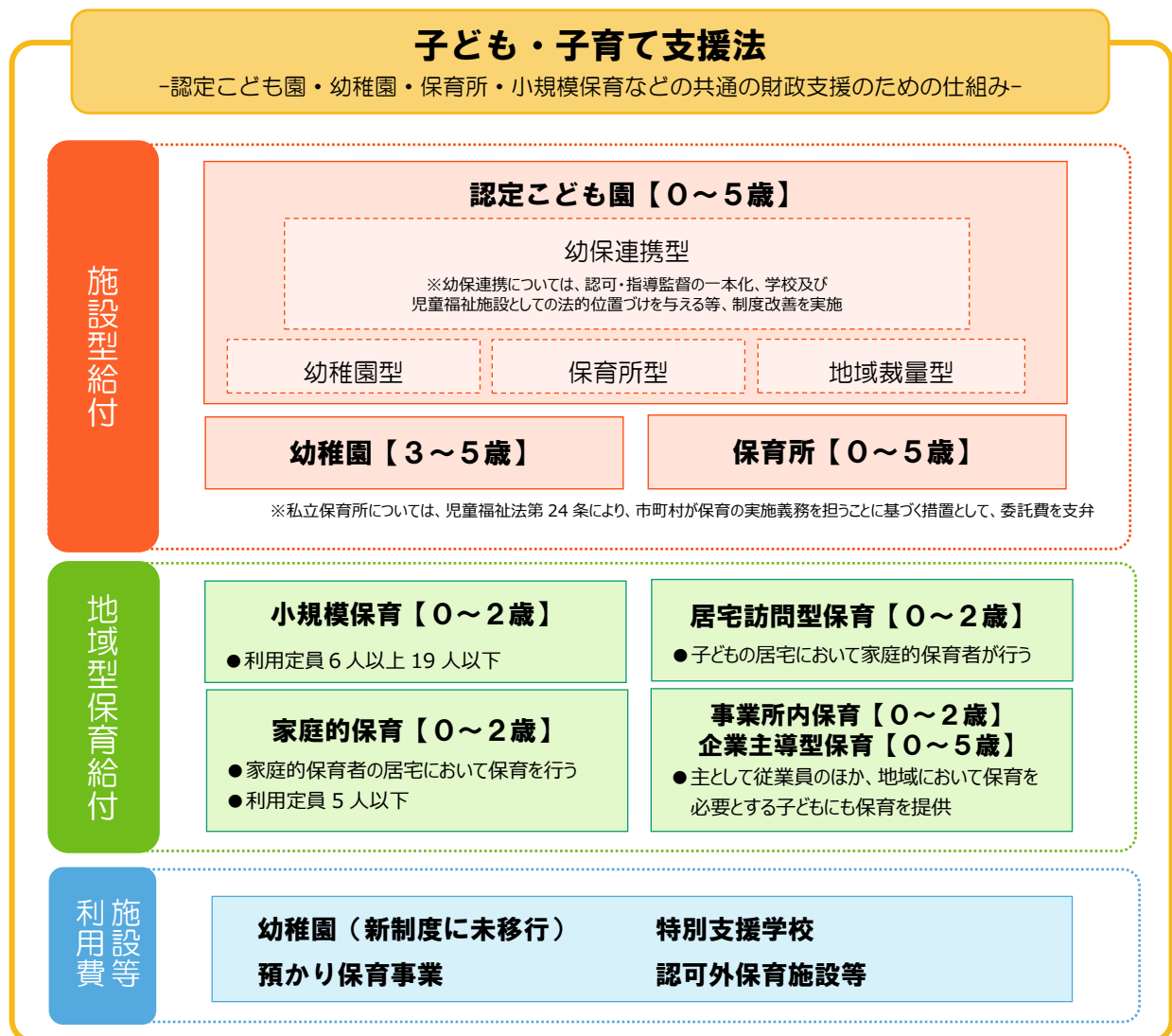
第4章

幼児期の教育・保育の確保

1 給付制度と教育・保育施設の現在の利用状況

(1) 給付制度

子ども・子育て支援法により、質の高い学校教育・保育の一体的な提供と保育の量的拡充を図るため、乳幼児の教育・保育関連の制度と財源を一元化し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が支給されます。また、令和元年10月に創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も給付対象となりました。

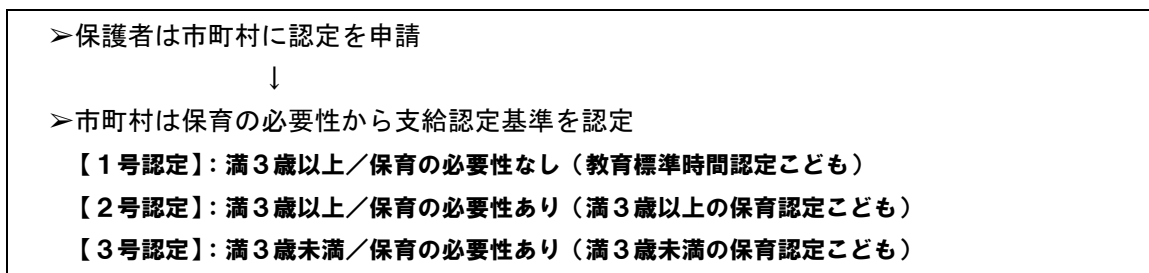


(2) 支給認定と利用の関係

教育・保育施設の利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

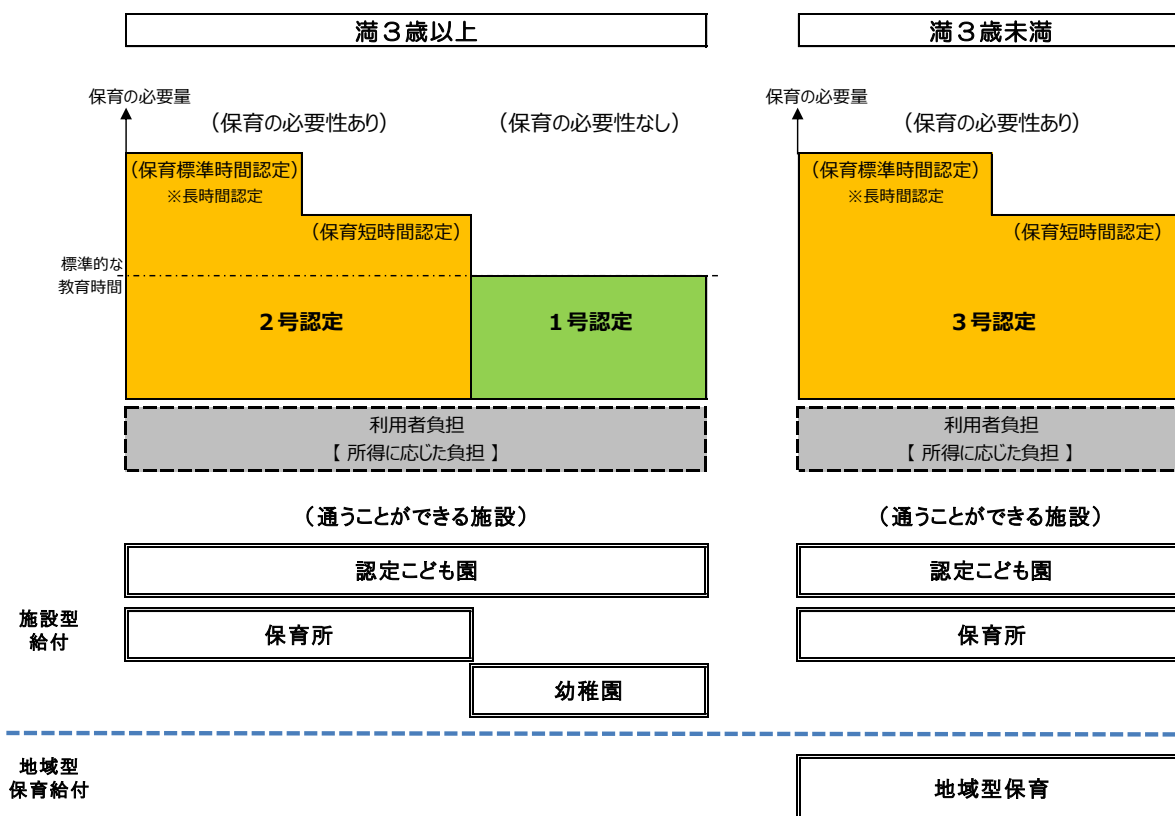
市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

○申請と認定の種類



認定を受けた子どもの保護者は、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。保育認定である2号認定及び3号認定については、「保育標準時間（長時間）認定」と「保育短時間認定」の「区分」が設定されており、必要性の認定を受けた上で各家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠としての保育必要量が決まります。

○認定と利用の関係



(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。新たに創設された、子育てのための施設等利用給付（幼稚園＜未移行＞・認可外保育施設・預かり保育等の利用に係る支援）の周知に努めます。

3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所(園)(小規模保育施設含む)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300 円) ・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000 円)
0～2歳	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円)

2 量の見込みと確保方策

(1) 現状について

本町には、公立の認定こども園が1か所あります。

	認可定員	開園時間
多古こども園	定員 410 人 0 歳児…1 クラス/定員 20 人 1 歳児…2 クラス/定員 40 人 2 歳児…2 クラス/定員 50 人 3 歳児…4 クラス/定員 100 人 4 歳児…4 クラス/定員 100 人 5 歳児…4 クラス/定員 100 人	① 幼児教育（1号認定） /月～金 「教育標準時間」9：00～15：00 (19:00 まで預かり保育あり) ② 通常保育（2号認定・3号認定） /月～金 「保育短時間」8：30～16：30 「保育中間時間」8：00～18：00 「保育標準時間」8：00～19：00 ③ 希望保育（3号認定） /土曜日 「保育短時間」8：30～13：00 「保育中間時間・保育標準時間」8：00～13：00

○多古こども園の入園者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	3	7	3	6	3
1 歳	29	32	35	21	40
2 歳	46	41	46	54	35
3 歳	92	80	88	77	85
4 歳	93	92	88	94	82
5 歳	94	96	92	88	96
合計	357	348	352	340	341

各年度 4 月 1 日現在



(2) 見込みと確保量について

○ 3～5歳【1号認定・2号認定】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(3～5歳)/推計	242	252	217	219	193
量の見込み(①)	238	248	214	216	190
1号認定	94	98	84	85	75
2号認定	144	150	130	131	115
確保方策(②)	300	300	300	300	300
特定保教育・保育施設(1号)	70	70	70	70	70
特定保教育・保育施設(2号)	230	230	230	230	230
差(②-①)	62	52	86	84	110

○ 0～2歳【3号認定】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(0歳)/推計	60	58	58	56	54
児童数(1・2歳)/推計	137	115	129	127	125
量の見込み(①)	110	97	109	108	109
0歳	18	18	18	17	17
1・2歳	92	79	91	91	92
確保方策(②)	110	110	110	110	110
特定保教育・保育施設(0歳)	20	20	20	20	20
特定保教育・保育施設(1・2歳)	90	90	90	90	90
差(②-①)	0	13	1	2	1

(3) 確保方策について

①本町における教育・保育ニーズの傾向

児童人口の微減が予想される一方で、保育ニーズの高まりから多古こども園への入園率の微増が予想され、入園者数は横ばいとなる見込みです。多古こども園により、現行体制を維持しながら対応を進めていきます。

②量の確保

町全体として供給に余力が出てくる見込みのため、量的拡充や新規事業についての検討は行いません。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、質を担保した供給体制の維持に努めます。

③質の確保

現在、本町は多古こども園 1 園のみであり、幼児教育・保育の無償化によるニーズの変動といった影響は大きくないと考えられますが、引き続き幼児教育・保育の質の向上に努めます。

また、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の対応については、本町において対象となる児童や家庭はほとんどいないことが考えられますが、対象となる児童や家庭がいた場合は関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第5章

子ども・子育て支援の展開

1 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法に基づく事業）

（1）利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
------	---

■現状

令和元年度から「保健福祉課」で母子保健型、「多古こども園 こどもルーム」で基本型を実施しています。

■量の見込みと確保方策

利用者が適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できる体制づくりに努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策（②）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

（2）地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
------	---

■現状

「多古こども園」園内に「こどもルーム」を設置し、子育て中の保護者と児童が気軽に集える交流広場の提供、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。（1か所実施）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	2,613人	3,261人	3,009人	2,607人	3,157人

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績よりも多く算出されたことから、実績を踏まえて補正した値を見込んでいます。実施場所については、引き続き「多古こども園」の「こどもルーム」で事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。また、里帰り出産時などのニーズに対しても対応を図っていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,368人	2,957人	3,197人	3,128人	3,060人
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

■現状

妊婦に14回分の受診券を配布し、希望する医療機関等において妊婦健診を定期的に受診するよう促すとともに、必要に応じて医療機関と連携し保健指導を実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実受診人数	68人	64人	50人	62人	43人
延べ受診回数	956回	899回	702回	862回	595回

■量の見込みと確保方策

実績と0歳児の推計人口から事業量を見込みました。千葉県医師会との連携のもと、希望する医療機関における受診機会の提供を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診回数	793回	767回	767回	740回	714回
確保方策	実施体制：千葉県医師会、実施場所：利用者が希望する医療機関				
実施時期	①妊娠初期～23週		②妊娠24週～35週		③妊娠36週～出産まで
	回数	1・2・3・4	5・6・7・8・9・10		11・12・13・14
	間隔	4週間に1回	2週間に1回		1週間に1回
検査項目	毎回共通する基本項目	健康状態の把握(問診・診察等)、検査計測、保健指導			
	必要に応じた医学的検査	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査(血液型・血算・血糖) B型肝炎抗原・C型肝炎抗体 HIV抗体・梅毒血清反応 風疹ウイルス抗体 子宮頸がん検診 超音波検査 	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査(血算・血糖) B群溶血性レンサ球菌 超音波検査 	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査(血算) 超音波検査 	
	血液検査(HTLV-1抗体検査)、性器クラミジア				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	---

■現状

乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭に対し、保健師が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問回数	84 回	76 回	63 回	75 回	54 回

■量の見込みと確保方策

対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。引き続き、保健福祉課の保健師等が主体となり、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72 回	70 回	70 回	67 回	65 回
確保方策	実施体制:保健師等 担当課:多古町保健福祉課				

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	--

■現状

養育のための支援が必要と認められる乳幼児、児童、保護者及び妊婦に対し、保健福祉課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問回数	42 回	54 回	28 回	23 回	18 回

■量の見込みと確保方策

過去5年間における訪問の実績や状況を踏まえ、計画期間において最低限必要と想定される事業量を見込んでいます。

引き続き、保健福祉課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33回	33回	33回	33回	33回
確保方策	実施体制:保健師等 担当課:多古町保健福祉課				

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業
------	---

■現状

子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)は実施しておりません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果からニーズ量は算出されませんでした。ニーズを注視し、必要に応じて実施を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要	児童の預かりの援助を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
------	--

■現状

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は実施しておりません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果からニーズ量は算出されませんでした。ニーズを注視し、必要に応じて実施を検討します。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

事業概要	従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育(教育活動)を実施する事業
------	--

■現状

多古こども園で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数 (在園児対応型)	37 人	38 人	74 人	94 人	21 人
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

1号認定による利用については、ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を事業量として見込みました。引き続き、多古こども園において一時預かり事業（預かり保育）を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

なお、本町の特定教育・保育施設は多古こども園のみであり、2号認定はすべて標準時間の保育が利用できる見込みであることから、2号認定による一時預かり事業（預かり保育）の利用は見込んでおりません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	43 人	45 人	39 人	39 人	34 人
1号認定による利用	43 人	45 人	39 人	39 人	34 人
2号認定による利用	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策(②)					
一時預かり事業 (在園児対象型)	43 人	45 人	39 人	39 人	34 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②「①」以外の一時預かり

事業概要	一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
------	---

■現状

多古こども園で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数 (在園児対応型以外)	546 人	1248 人	966 人	1027 人	1112 人
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を事業量として見込みました。引き続き、多古こども園において一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	1,616 人	1,565 人	1,487 人	1,480 人	1,370 人
確保方策(②)	1,616 人	1,565 人	1,487 人	1,480 人	1,370 人
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,616 人 1 か所	1,565 人 1 か所	1,487 人 1 か所	1,480 人 1 か所	1,370 人 1 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
------	---

■現状

本町では、平成 29 年度から「常磐学童保育所」を新設するとともに、小学校児童のすべてを対象とし、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（小学 1～6 年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録人数	104 人	135 人	161 人	163 人	164 人
実施施設数	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所

※各年 5 月 1 日現在

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を事業量として見込みました。

引き続き、地域の保護者や住民、事業者等の協力を得ながら町内 4 か所のクラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	159 人	155 人	155 人	137 人	143 人
小学 1 年	58 人	52 人	55 人	43 人	57 人
小学 2 年	38 人	43 人	38 人	40 人	32 人
小学 3 年	24 人	22 人	25 人	18 人	25 人
小学 4 年	18 人	18 人	17 人	17 人	14 人
小学 5 年	17 人	17 人	17 人	16 人	13 人
小学 6 年	4 人	3 人	3 人	3 人	2 人
実施施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
定員数	190 人	190 人	190 人	190 人	190 人

※夏休み利用を含んだ登録児童数

(10) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
------	--

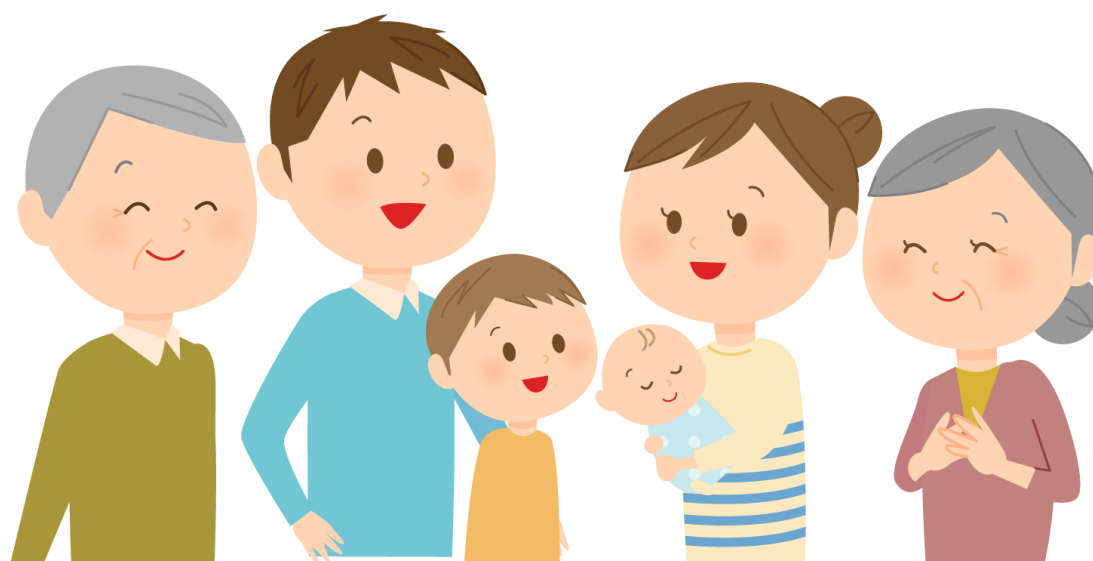
■現状

多古こども園で実施しています。多古こども園では、保育標準時間を 8 時から 19 時までとし、朝の 7 時から 8 時まで時間外保育を実施しています。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を必要な事業量として見込み、引き続き多古こども園において延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	81 人	79 人	75 人	75 人	69 人
確保方策(②)					
実利用人数	81 人	79 人	75 人	75 人	69 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



(11) 病児保育事業

事業概要	<p>○病児保育事業(病児対応型):児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業(病後児対応型):児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業(体調不良児対応型):児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児・緊急対応強化事業:ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業</p>
------	--

■現状

平成 25 年度までは病児保育事業を実施していませんでしたが、平成 26 年度から多古こども園において、体調不良児対応型保育が実施されています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	1,364 人	1,714 人	2,087 人	1,893 人	2,359 人
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量と、実績から事業量を見込みました。

多古こども園 1 か所において体調不良児対応型保育、令和元年度に多古中央病院敷地内に病児保育施設を建設し、令和 2 年度から病児対応型保育を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体調不良児型延べ利用人数 (量の見込み)	1,687 人	1,633 人	1,553 人	1,545 人	1,430 人
病児対応型延べ利用人数 (量の見込み)	609 人	590 人	561 人	558 人	516 人
量の見込み・計(①)	2,296 人	2,223 人	2,114 人	2,103 人	1,946 人
確保方策(②)	2,296 人	2,223 人	2,114 人	2,103 人	1,946 人
病児保育事業	2,296 人 2 か所	2,223 人 2 か所	2,114 人 2 か所	2,103 人 2 か所	1,946 人 2 か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等(特定教育・保育施設等)に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	---

■現状

現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

また、新制度未移行幼稚園利用者に対しては、副食費等の支援を状況に応じて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	認定こども園等(特定教育・保育施設等)への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	--

■現状

多古こども園における待機児童はないことから、量的拡大を図る必要性はありません。

■量の見込みと確保方策

公立の認定こども園である「多古こども園」での受入れを行っていきます。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
------	---

■現状

本町では、多古町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

■量の見込みと確保方策

計画期間中、国の動向等を踏まえながら機能強化に努めます。

2 多古町の次世代育成支援に向けた取り組み

施策方針 1 子育て家庭を支援する地域づくり

保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担の軽減を図ります。

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、子育て支援ネットワークの充実や相談・情報提供を行い、子育て家庭の不安の軽減を図ります。

▶ 施策 1-① 地域における子育て支援体制の充実

子育て中の保護者の悩みや不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要となることから、それぞれのニーズや子どもの年齢に応じたきめ細かな相談機能を充実させるとともに、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

また、支援の体制の中に子育て中の保護者自身が積極的に参画する場として、自主的な子育てサークル等の活動を促進します。

▶ 施策 1-② 家庭と地域の教育力の向上

家庭は子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、子どもの成長に応じた子育てに関する知識や技術を保護者が得るための機会の提供に努め、家庭の教育力の充実に努めます。

また、子どもの健やかな成長には、家庭のみならず地域の人々との交流も重要であることから、地域住民の子ども・子育ての関心を喚起し、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成します。

▶ 施策 1-③ 子どもの健全育成

子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、既存の公園・広場等の遊具等を適切に管理して安全確保に努めるとともに、遊休施設等を活用しながら、子どもの居場所の確保や活動内容の充実などに取り組みます。また、放課後児童クラブの運営について、新・放課後こども総合プランとしての充実を目指します。

地域における子どもの自主的な活動を促進するため、家庭や地域、関係機関による協力体制の構築を推進します。

■現状

令和元年度から利用者支援事業として「保健福祉課」で母子保健型、「多古こども園 こどもルーム」で基本型を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

また、平成30年4月にオープンした「多古町魅力発信交流館」の活用をはじめ、「祖父母家庭教育学級」、「多古っ子カレッジ」などの実施により多世代交流や地域コミュニティの醸成を図ります。

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
1-① 地域における子育て支援体制の充実	子育て相談事業	子育て相談の窓口を設け、子育て情報の提供、悩み相談に応じ、個々に応じた子育て支援を図ります。	・子育て支援の情報をまとめた「子育てハンドブック」作成。 ・相談体制の整備。	子育て支援課
	子育て支援ネットワークづくり	親子の交流会など仲間づくり、多世代間交流などによる情報交換、関係団体との子育て支援ネットワークの形成を進め、地域連携による子育て支援を図ります。	子育てに関する情報及び多世代交流の場などを目的とした「多古町魅力発信交流館」開館。 (H30～)	子育て支援課
	祖父母家庭教育学級（異世代交流事業）	指定小学校1校と高齢者の交流から、小学生は、高齢者の家庭での役割や、豊富な知識・経験を学習し、高齢者は、学校教育の様子や子どもたちの考えやもの見方を理解するなどの相互理解の促進のため、異世代間交流を図ります。	世代間を越えたコミュニケーションを図る場となった。	生涯学習課
1-② 家庭と地域の教育力の向上	家庭教育学級	こども園、小学校低学年及びその保護者を対象として、親子のふれあいを深めるために実施します。	こども園及び町内4小学校で実施。	生涯学習課
	絵本の読み聞かせ事業	2歳未満児にボランティアグループによる絵本の読み聞かせを実施します。	ボランティアグループ「ぐるんぱ」による絵本の読み聞かせを実施。	生涯学習課
	地域と学校が連携した教育活動の推進	体験学習等の学区コミュニティ育成事業を展開します。	地域の伝統行事への参加や、地域の方に協力してもらう体験学習（稲刈り等）を実施。	生涯学習課
	体験学習の充実	地域の人材を講師に、生活体験や自然体験、社会体験などの体験活動を行い、子ども地域活動促進事業を展開します。	町内在住の小学4年生から6年生を対象に体験学習「多古っ子カレッジ」を開催。	生涯学習課
	子どもスポーツ教室の充実	スポーツ少年団などの、子どもの自主的なスポーツ活動の拡充を図ります。	各種スポーツ教室を通じて、スポーツ推進に寄与した。	生涯学習課
	子ども会行事の充実	「子どもフェスタ」「ウォークラリー」等の『子ども会行事』を充実し、児童の自発的な活動の場を拡大していきます。 ジュニアリーダー研修を充実し、指導者として活動できるよう努めます。	・「子どもフェスタ」、「クリスマス会」、「ウォークラリー」等の子ども会行事を実施。 ・次期ジュニアリーダー研修会等を実施。	生涯学習課
1-③ 子どもの健全育成	非行防止・健全育成活動の推進	関係機関・団体の参加のもとに班編成をし、毎金曜の薄暮時から町内の巡視活動を行う青少年健全育成パイロット事業を展開します。	学校関係者、PTA、ボランティアの協力を得て青色防犯灯パトロールを実施。	学校教育課

新・放課後子ども総合プラン

■内容

○国においては「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～5年度）を策定しており、令和3年度末までに待機児童解消、それに向けた放課後子ども教室の実施、また令和5年度末までに女性就業率8割を想定した受け皿の確保を図ることを求められています。

■現状

○現在、放課後児童クラブ（学童保育所）の待機児童はなく、また平成30年度に実施したニーズ調査結果では、小学生の母親の就業率は86.8%となっています。現状でのニーズは満たされており、放課後に使用していない特別教室等を活用した放課後子ども教室も実施していません。

	現 状 (H31 年)
放課後児童クラブ(学童保育所)数	4 クラブ
放課後子ども教室(整備)数	0 教室
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施数	0 か所

■今後の方向性

- 引き続き、実施主体である教育委員会と子育て支援課が連携し、各学校との協議を行い、新・放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を実施します。
- 放課後子ども教室、また放課後児童クラブとの一体型の実施にあたっては、教育委員会及び子育て支援課において十分協議し、責任体制の明確化を図ります。
- 今後も小学校の児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、必要に応じて検討をします。



施策方針2 健やかに生きる力が育まれる環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・子育てができる環境が必要です。母子保健事業や小児医療などの基礎的な保健医療の基盤の充実を図るだけでなく、子どもの思春期保健も含めた妊娠期から子どもの成長における心身の健やかさを確保するための切れ目のない支援に取り組みます。

また、子どもの生きる力は、家庭のほか、集団生活の中で培われるものが多いことから、学力はもちろん、健やかな身体、思いやりや助け合いの心、社会的なマナーやモラルをきちんと身につけられる学校教育環境の充実を図ります。

▶ 施策2-① 母子保健と小児医療の充実

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる体制づくりに努めるとともに、安全に妊娠・出産できる環境づくりを推進し、各種健診や訪問指導等を通して子どもや母親の健康の確保に努めます。

また、子どもが健やかに生まれ、安心して生活ができるよう医療費の助成等や緊急時の小児医療の充実を図ります。

▶ 施策2-② 思春期保健対策の充実

思春期の性行動や、飲酒・喫煙、薬物等の問題は、子どもの心と体に大きく影響するため、学校保健を中心に、家庭や児童への性、飲酒・喫煙、薬物に関する教育を推進します。

また、思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱える児童・生徒、いじめや不登校等により学びたくても学べない児童・生徒もいます。学校をはじめとする関係機関が連携し、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めるとともに、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

▶ 施策2-③ 学校等の教育環境の充実

学校においては、基礎・基本の確実な定着による学力の向上と個性を伸ばす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていきます。

また、家庭や地域との連携・協力を深め、子どもたちとのふれあいを大切にしながら活気ある学校づくりに取り組み、教職員の資質の向上、開かれた学校として充実を図ります。

■現状

平成30年度に実施したニーズ調査結果では、自由意見の項目で「乳幼児期の支援が手厚い」と多く挙げられており、引き続き充実した子育て支援の取り組みを実施していきます。

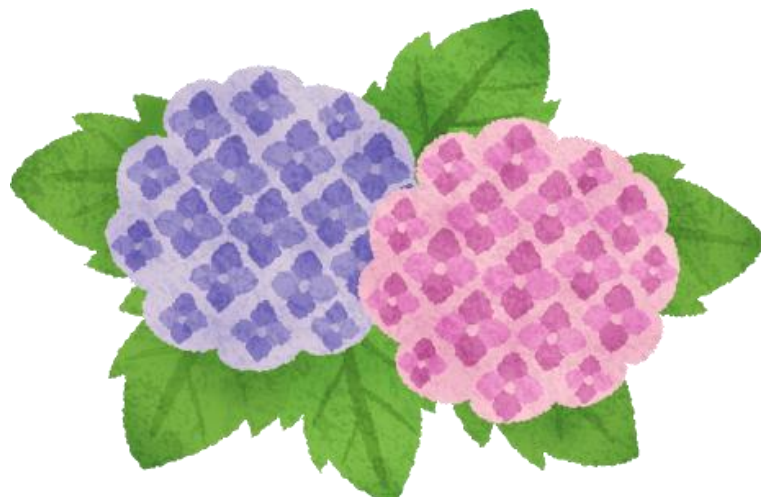
また、平成31年3月に策定した「多古町幼小中一貫教育推進プラン」により、多古こども園・小学校・中学校の交流を図り、こども園1園の体制を強みとした小学校入学の円滑な移行を実施するための連携を進めます。

★：特に推進した施策

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
2-① 母子保健と小児医療の充実	母子健康手帳交付	保健福祉センターにて、妊娠の届出時に、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票及び妊婦歯科健康診査票を交付し、母子保健サービスの紹介を実施します。	・妊娠届出時に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票の説明実施。 ・妊婦歯科健康診査の案内実施。	保健福祉課
	不妊治療相談	不妊治療について相談、指導を実施します。	不妊治療費の助成事業等の案内実施。	保健福祉課
	妊婦健康相談	健やかな子どもを産み育てるために、母子健康手帳交付時に悩みの相談に応じ適切な保健指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図ります。	・専門職による面談を全員に実施。 ・妊娠後期面談の実施。	保健福祉課
	ママパパ教室	子育ての知識や経験不足のため不安を持つ母親に対し、妊娠・出産・子育てに対する知識の普及と参加者の交流を図ることを目的に実施します。また、父親の参加を促進します。	・プレママ教室からママパパ教室へ名称を変更。(H29～) ・内容を一新し、3回4クール開催。	保健福祉課
	訪問指導 (妊産婦・新生児・乳幼児)	妊娠届出書により、必要と認める妊産婦について助産師及び保健師が家庭を訪問し、相談や指導を実施します。 新生児(生後28日を経過しない乳児)に対し、助産師による訪問指導により、母子の子育て支援を実施します。 乳児全戸訪問(生後2か月頃)を行い、母子の子育て支援を実施します。	・妊婦訪問(妊娠後期)、新生児訪問、乳児訪問(2か月訪問)を全数実施。(H31～) ・低出生体重児訪問を全数実施。	保健福祉課
	乳幼児健診 (乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)	医師や保健師、管理栄養士との連携により、乳幼児の年齢に応じて、小児科の診察、子育て・栄養に関する相談指導を実施します。 乳児健診においては、整形外科(脱臼)の診査も実施します。必要に応じ、精密受診券を発行し、医療機関への受診を勧奨します。 生後3～6か月児及び9～11か月児に、医療機関に委託して健康診査を実施します。	・乳幼児健診について、受診率90%以上を維持した。 ・未受診者には再通知や訪問し健康状態の把握を行った。	保健福祉課
	離乳食教室	保健師・栄養士による離乳食の作り方や離乳食の進め方等について離乳食教室を実施します。	第1子の保護者について、受講率50%以上を維持した。	保健福祉課
	幼児歯科健康診査(2歳児歯科健診・乳幼児健診と併せて実施する歯科健診)	幼児期からのむし歯予防として、歯科医・歯科衛生士による歯科健診、フッ素塗布、ブラッシング指導、歯科相談を実施します。	1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健診において歯科健診と歯科衛生士によるブラッシング指導とフッ素塗布を行った。	保健福祉課

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
	★予防接種	感染症を予防するため、予防接種を実施します。また、予防接種に対する正しい知識の普及を図り、接種率の向上を図ります。	・生後2か月訪問に全戸訪問して、予防接種の説明を行った。 ・ロタ、おたふく、三種混合について全額補助を行った。	保健福祉課
	乳幼児発達相談	心身の発達の遅れが心配のある乳幼児について、心理発達治療士による発達検査と発達相談を実施し、早期発見を図ります。	多古こども園との情報共有や連携により、早期の発達相談につなげることができた。	保健福祉課
	幼児遊び方教室	健診の事後指導である個別相談で、より支援が必要であると判断された子どもに対して、集団活動を通じた発達支援を実施します。	健診により支援が必要と思われる児に対し参加をすすめ、小集団での活動を通じ発達支援を行った。	保健福祉課
	幼児言語相談	1歳6か月児・2歳児・3歳児健診の結果必要と認められた幼児を対象とし、ことばの遅れが心配される幼児に対して、言語聴覚士が相談・指導を実施します。	健診時や多古こども園において言語相談をすすめ、言語聴覚士による相談につなげた。	保健福祉課
	小児神経相談	1歳6か月児・2歳児・3歳児健診の結果必要と認められた幼児を対象とし、心身発達の遅れが心配される幼児に対して、小児神経科医が相談・指導を実施します。	健診などの町の事業からスクリーニングし、発達に不安のある幼児について、早期相談につなげた。	保健福祉課
	医療体制の充実	多古中央病院の小児科を中心に小児医療の充実を図ります。 乳幼児精密検査は、町内医療機関の他に、成田赤十字病院・旭中央病院・九十九里ホーム病院に委託して実施します。 小児科のかかりつけ医を持つ親の割合が向上するよう、啓発に努めます。	関係機関と連携し、受診につなげている。	多古中央病院 保健福祉課
	★子ども医療費助成事業	0歳児から中学生までの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療に要する費用の全部、または一部を助成します。	・「高校生等医療費助成事業」開始。(H27～) ・「子ども医療費助成事業」及び「高校生等医療費助成事業」自己負担をなくした。(H30～)	子育て支援課
	★病児保育事業	令和元年度に多古中央病院敷地内に病児保育施設を建設し、病児対応型の病児保育事業を開始します。	令和2年度から事業開始。	子育て支援課
	産後ケアの支援	産後の母子の体調や子育ての心配ごと・不安について適切なアドバイスや支援等を実施します。	町外施設と連携した実施について検討している。	保健福祉課
2-② 思春期 保健対策の 充実	保健学習の充実	基本的な生活習慣を身につけることを目指すとともに、飲酒・喫煙・薬物などから健康を守る教育の徹底を図ります。異性を理解し、尊重しあう心を育てるため、発達段階に応じて異性に対する理解を深める取り組みを進めます。	・食育基本法を踏まえ家庭と連携しながら「食に関する指導」を推進した。 ・発達段階に応じた健康や性についての授業を行った。	学校教育課
	心身の悩み相談	児童生徒の悩みの実態を把握し、その支援策について、教師やスクールカウンセラー等の関係者が情報交換を行い、相談や支援を実施します。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉部局などと連携し、個別支援を行った。	学校教育課
	子ども相談	教育支援センターの相談員等により、相談や不登校への支援を実施します。	面談のほか、電話での相談にも応じ、不登校や児童生徒の教育相談などの支援を行った。	学校教育課 生涯学習課

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
2 - ③ 学校等の教育環境の充実	学校施設・環境の整備	児童に適正な教育環境を提供するため、学校施設の耐震性と老朽化している施設の安全性の向上を図るとともに、教育的機能の向上や地域への開放も視野に入れた改修整備に努めます。	・普通教室の空調設備設置。(H30) ・学校施設長寿命化計画を策定。(R1)	学校教育課
	「生きる力」を育む教育の推進	自ら学び、自ら考えるといった、主体的に考えて問題を解決する能力を育てるため、子どもが主体的に学ぶ授業の具現化を図ります。「開かれた学校」を推進するため、地域人材を活用し、ボランティア活動等、学校・家庭・地域社会が連携した教育を推進します。	・指導方法の工夫改善を図り、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めた。 ・外部講師として地域人材を活用し、特色ある教育を行った。	学校教育課
	多古こども園と小学校交流教育活動の推進	多古こども園、小学校の合同学習や職員の合同研修を行うなど相互の連携を推進します。子ども園と小学校の交流を図り、幼・小の教育の連関を図ります。	「多古町幼小中一貫教育推進プラン」を策定。(H30)	学校教育課
	子どもの読書活動推進	子どもの読書活動推進のため、読みきかせの開催や図書施設及び図書の充実を図ります。	・学校司書を全小中学校に配置。 ・各小中学校の図書管理システムと町立図書館のシステムの連携を行った。(R1)	学校教育課 生涯学習課
	★学校給食費助成金制度	小・中学校における学校給食費の無償化により保護者の経済的負担を軽減します。	町内の小・中学校に在籍する児童生徒及び特別支援学校に通う児童生徒の給食費の無償化を行った。(H30～)	学校教育課



施策方針3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動でき、親が安心して子育てができるためには、防犯・防災をはじめ、良好な生活環境の維持・向上の取り組みが必要です。そのため、町や警察署等の関連機関が連携するだけでなく、地域住民の協力も得ながら安全・安心なまちづくりの体制整備を推進します。

また、就労を続けたい母親が子育てを理由に退職することがなく、働きながらの子育てと母親同士の活動なども両立しうるような、男女ともに多様な生き方が選択できる地域社会づくりを推進します。

▶ 施策3-① 良好な居住・生活環境の整備

地域で子どもを育てていくためには、快適な暮らしに加え、安心して子育てできる環境であることが重要です。

子育て期にある世帯への住環境の整備、道路や施設環境の整備、子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努め、子育てに配慮した妊産婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを推進します。

▶ 施策3-② 防犯・交通安全・防災対策

子どもが交通事故や犯罪被害に遭うことなく、また、災害への不安も少なく安心・安全に暮らせるよう、道路設備や防犯灯、防災備品の整備などのハード面での対策を推進します。

関係機関・団体等との連携・協力体制の強化に努め、安全・安心まちづくりの方向性を確認・共有を図ることにより、総合的な交通事故防止・防犯対策、防災対策を推進します。

▶ 施策3-③ 子育て家庭を支援する社会環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを推進します。

また、一般住民や企業等に対し、子育て家庭に対する理解促進や職場環境の改善に向けた啓発活動を実施します。

▶ 施策3-④ 子どもの未来を応援する支援の推進

子どもが生まれ育った環境によって教育や多様な体験の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされることなく、安心して子どもを産み育て、子どもがいきいきと育つ環境づくりを推進します。

■現状

平成 30 年度に実施したニーズ調査結果では、子育てにおける支援・対策として「子どもを狙った犯罪や事故の減少」を望む意見が多い中で、公共施設への防犯カメラの設置を進めるとともに、地域における防犯カメラの設置を推進し防犯体制の向上を図っています。

また、平成 30 年度から多古こども園の入園要件を緩和し、子育て家庭を支援する環境の整備も進めています。

施策 3-④では、新たに「子どもの未来を応援する支援の推進」とし、子どもを産み・育てるにあたっての経済的不安を少なくするとともに、子どもの将来がその生まれ育った家庭や様々な事情・環境により左右されることなく成長できる支援を推進します。

★：特に推進した施策

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
3-① 良好な 居住・ 生活環 境の整 備	居住環境の 向上	公園の維持管理や緑地環境と生活道路の整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい、子育てにやさしい環境づくりを推進します。	公園監視員等より、良好な公園環境の維持に努めた。	都市計画課
	施設等のバ リアフリー 化の推 進	安心して子育てができ、すべての人々にとってゆとりある生活ができるよう、町内の施設や交通機関においてバリアフリー化を推進し、快適な施設環境の実現を目指します。	循環バスなどバリアフリー対応を行った。	都市計画課 他関係各課
3-② 防犯・ 交通安 全・防 災対策	地域ぐるみ で児童生 徒の安全 を守る活 動の推 進	子どもが危険を感じた際に駆け込むことのできる「子ども 110 番の家」を推進します。今後とも、町民の協力を得て、全小学校区の通学路沿いに設置を委託します。	「子ども 110 番の家」町内 145 件。(R1 現在)	学校教育課
	防犯ブザー の携 行	全児童・生徒に防犯ブザーを携行させます。	・新入学児童へ防犯ブザーを配布。 ・全児童の防犯ブザーの携行。	学校教育課
	交通安全指 導	警察署等との協力のもと、多古こども園、小学校における交通安全教室を実施します。警察等との連携を強化し、交通安全教室の充実を図ります。	・小学校：年 1 回実施 ・こども園：2 歳児は年 4 回、3～5 歳児は年 6 回実施	総務課
	通学路の安 全確保	学校、道路管理者、警察、教育委員会、保護者等で組織的、継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を行い、対策の検討・実施・効果把握を行う。	毎年学区ごとに点検し、信号機・横断歩道の設置や規制・注意標示の設置等、安全対策実施に導いた。	学校教育課
	防災対策	避難訓練を定期的実施するとともに、災害時を想定した妊産婦、乳幼児の避難、避難所における収容方法等について検討します。	地域ごとに避難訓練を実施。 (毎年)	総務課
	★防犯カメラ の設置	子ども達の安全を守るため、町内に防犯カメラの設置を進めます。	公共施設に設置するとともに、地区での設置に対し助成を行った。	総務課

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
3-③ 子育て 家庭を 支援す る社会 環境の 整備	父親の育児 啓発	ママパパ教室への父親の参加を促し、妊婦の夫に妊娠・出産・子育てについての正しい知識を啓発し、父親の子育てへの参加を促進します。	父親のママパパ教室への参加を促し、妊娠・出産・子育てについての知識の獲得と、子育てへの参加を促した。	保健福祉課
	ワーク・ライフ・ バランスの実 現に向けた環 境整備	女性が仕事と家庭生活を両立できるよう、事業所における子育てや介護に係る支援制度の充実を促進するとともに、女性が働きやすい環境づくりに取り組みます。	多古町男女共同参画推進プランを策定。	企画空港政策課
	多古こども園 の入園要件 緩和	入園要件として、保護者が月64時間以上の就労をしていることを要件としていたが、月48時間以上の就労要件へ緩和します。	保護者の多様な就労形態に対応するため、入所要件の緩和を行い、保護者の負担軽減やサービス向上を図った。(H30～)	多古こども園
3-④ 子どもの 未来を 応援す る支援 の推進	★第3子以 降出産・入学 等祝金支給 事業	平成31年4月1日以降に出生し、出生時に多古町に住民登録がある第3子以降の児童の保護者に対し、総額100万円相当の出産・入学等祝金を支給します。 ・出産祝金30万円・小学校入学祝金20万円・中学校入学祝金20万円・中学校卒業祝金30万円	子育て世代の経済負担を軽減し、安心して子育てができるよう、祝金の支給を行った。(R1～)	子育て支援課
	★奨学資金 貸付事業の 免除制度創 設	奨学資金の返還期間において下記の要件をすべて満たした場合には、当該期間の返還を免除する制度を創設します。 ・多古町に住所がある方 ・就業している方 ・町税に未納がない方	利用者にとって負担軽減になるとともに、町への定住促進につながる制度を広報し、普及に努めた。(H29～)	総務課
	★海外への修 学旅行	未来を担う子ども達に異文化に触れる機会を提供し、グローバル社会を生きる力を養います。	中学生の海外への修学旅行を実施します。(R2～)	学校教育課

子どもの未来を応援する支援の推進

■内容

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（平成27年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。貧困は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの充実・強化を目指していますが、本町でも取り組みを推進していきます。

※貧困率：等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合

■現状

本町では平成30年度に実施したニーズ調査で、『生活困難』の指標として「子どもの多様な体験」についての質問を設け、現状について調査したところ、①～⑮の項目において3つ以上「経済的に困難」と回答した保護者は5.7%となっていました。

■お子さんやご家族で、以下のようなことをしましたか。（小学生のみ n=265）

単位：%

	した	していない	経済的に困難	無回答
①海水浴に行く	61.9	34.3	1.1	2.6
②博物館・科学館・美術館などに行く	64.5	32.1	1.5	1.9
③キャンプやバーベキューに行く	57.4	40.0	1.5	1.1
④スポーツ観戦や劇場に行く	45.7	51.3	1.5	1.5
⑤遊園地やテーマパークに行く	88.7	8.3	1.5	1.5
⑥毎月おこづかいを渡す	21.9	74.0	3.0	1.1
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	91.7	6.0	0.8	1.5
⑧習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる	70.2	22.6	6.0	1.1
⑨学習塾に通わせる（家庭教師に来てもらう）	17.7	69.4	11.3	1.5
⑩お誕生日のお祝いをする	98.9	0.0	0.0	1.1
⑪1年に1回くらい家族旅行に行く	70.9	20.4	7.2	1.5
⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	97.7	1.5	0.0	0.8
⑬子どもの年齢に合った本を読ませる	72.8	24.9	0.8	1.5
⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃを買う	94.3	4.2	0.4	1.1
⑮子どもが自宅で宿題や勉強をすることができる場所がある	95.5	2.6	0.8	1.1

■今後の方向性

本町では平成29年度より「奨学資金貸付事業の免除制度」、令和元年度より「第3子以降出産・入学等祝金支給事業」を開始しました。

また、従来からの取り組みである「体験学習の充実（施策1-②）」、「子ども医療費助成事業（施策2-①）」、「保健学習の充実（施策2-②）」などにより、多様な体験の機会の確保、子どもに対する医療体制の充実、正しい食生活や生活習慣の確立といった環境の整備を引き続き推進します。

施策方針4 支援が必要な子育て家庭と子どもへの取り組み

すべての子どもたちが心身ともに健やかに学び、育っていく上で、ひとり親や障がいのあることが成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援だけではなく、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進します。

▶施策4-① ひとり親家庭の自立支援の推進

すべての子どもについて最善の利益を考え、ひとり親家庭に対し、きめ細かな福祉サービスの展開や子育て、生活、就職への支援などの総合的な対策を推進します。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないというような子育ての悩みや、経済力の弱さが多くみられる傾向にあることを考慮し、サービスや支援制度に関する情報提供と利用支援に努めます。

▶施策4-② 障がい児施策の充実

子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの機能訓練や在宅福祉サービスの充実を図ります。

障がいのあるなしに関わらず、すべての人々が分け隔てなく共存できるという「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達を支援し、本人はもちろんその保護者が必要な時に適切な支援が受けられる体制づくりを推進します。

▶施策4-③ 児童虐待の発生防止

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、多古町要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の予防・早期発見に努めます。

■現状

家庭環境の変化に伴い、課題も多様化していますが、それぞれに必要な支援が行き届くよう努めます。障がい児支援の取り組みは、平成30年に策定した第5次多古町障害者計画との調和を図ります。また、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するための普及啓発活動を行うとともに、児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携を強化するとともに、研修会への参加や、専門性を図る取り組みを推進します。

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
4-① ひとり親 家庭の 自立支 援の推 進	児童扶養手 当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。	ホームページに情報掲載するとともに、相談及び申請の受付を行った。	子育て支援課
	母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付制度の相談及び申請窓口事業を実施します。	町ホームページに情報掲載するとともに、相談及び申請の受付を行った。	子育て支援課
	ひとり親家庭 等医療費等 助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭を対象とし、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成した。	子育て支援課
4-② 障がい 児施策 の充実	心身障害児 親の会の支援 (多古町をつなぐ育成会)	知的障害者(児)の親の会を支援します。	各種講習会等を通じ、障がいの認識を深め、会員相互の親睦を深めた。	保健福祉課
	教育支援と特 別支援教育の 充実	心身障がい児の適切な教育支援及び特別支援学級と他の関係機関との連絡調整を実施します。 児童の能力や可能性を最大限引き出すため、一人ひとりの障がいの状態、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。	個々の状態や特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、教育支援員を町内小中学校5校で23名を配置している。また、教育支援では、乳幼児期から見守っている保健師なども連携を図った。	学校教育課
	交流教育の機 会の拡充	障がいのある児童の社会性、自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と普通学級との交流を図ります。	障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒がお互いを尊重しあい、認め合う学校を目指し、相互の交流を進めた。	学校教育課
	心身障害児 通園事業・マ ザーズホーム	保健福祉センターで、心身障害児通園事業を行うとともに、在宅障がい児には、理学療法士・保健師が訪問指導を実施します。	保護者とともに、様々な遊びの経験を通じ、児の成長を促す事業を行った。	保健福祉課
	障がい児のた めの福祉サー ビスの提供	児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、放課後等デイサービス、地域生活支援事業、日中一時事業等の各種サービスの提供を実施します。	・障がい児に必要な各種サービスの決定を行った。 ・モニタリングを通して、随時必要なサービスの調整を行った。	保健福祉課
	各種手当の支 給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの支給を実施します。	町ホームページに情報掲載するとともに、相談及び申請の受付を行った。	保健福祉課
	補装具・日常 生活用具等の 給付	補装具費の支給を実施します。 日常生活用具の給付・貸与、用具の取付工事に要する費用の助成を実施します。	・町ホームページに情報掲載するとともに、相談及び申請の受付を行った。 ・補装具は、事業者との連絡調整や、判定会場への同行等の支援を行った。	保健福祉課
	重度心身障 害児(者) 医療費の支給	「多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例」に基づく医療費の支給を実施します。	・子ども医療の費助成受給券を所有していない対象児へは、健康維持と生活の安定を図るために医療費の一部を助成した。	保健福祉課

施策	項目	内容	令和元年度までの実績	担当課
	医療的ケア児への支援	医療的ケアが日常的に必要な子どもへの支援について協議の場を設けます。	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、「こども・子育て支援部会」を多古町自立支援協議会内に発足させ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けた。	保健福祉課
4-③ 児童虐待の発生防止	多古町要保護児童対策地域協議会の活用	児童虐待の防止・早期発見を目的に、多古こども園のほか、保健師、主任児童委員、民生委員児童委員、県の児童相談所等との関係者のネットワークを強化し、協議会を活用します。	要保護児童対策調整機関を置き、各関係機関との連携を図り、児童虐待の防止に努めた。	子育て支援課
	児童虐待防止の啓発	児童虐待が重大な子どもの人権侵害であることを町民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、児童虐待に関する通告義務の周知を図ります。	町独自で職員向けの研修会を行うとともに、保護者には文書により虐待防止と通告義務の周知を図った。	子育て支援課
	被害にあった子どものケア体制づくり	専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常生活に支障のないような環境づくりを進めます。	訪問や面談を通し子どもと保護者のケアを行った。また、児童相談所・学校などの関係機関と連携し、安心・安全な環境づくりに努めた。	子育て支援課



1 計画の周知・広報

本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、保護者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページや広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前の子どもへの保育・教育や、家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供でき、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町では、教育・保育カリキュラムや施設・設備等の充実を図るべく、平成26年度に町内の公立幼稚園、保育所を認定こども園である「多古こども園」へと移行しました。

「多古こども園」を就学前の地域の子どもの育成拠点とし、豊かな人間性や生きる力の基礎を培う質の高い教育・保育の一体的な提供を推進します。また、多古こども園の適切な事業運営に努めるとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員の研修等を実施するなど、発達や学びの連続性を踏まえ、家庭はもちろん小学校等の関係機関との連携強化に努めます。

さらに、保護者のニーズに応えられるサービス提供体制を目指し、適切な評価と改善・努力を促進し、サービスの質の向上に努めます。

(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が多古こども園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の子どもが多古こども園等へ速やかに入所できるよう、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

3 計画の進行管理

■連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が多古町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

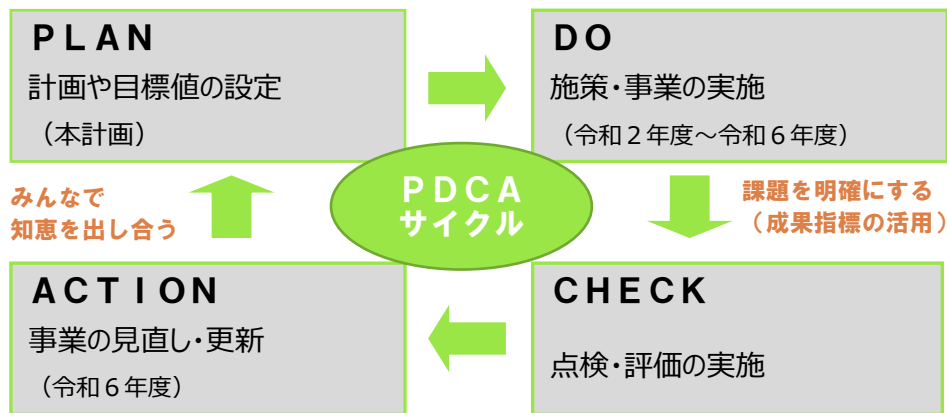
そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、町民の理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

■実績把握・評価・見直し

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「多古町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

計画において設定した量の見込みや確保方策の数値等をもとに、事業の進捗状況を把握・評価し、取り組みの継続的な改善を図ります。さらに、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。



■ 資料編

1 多古町子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年 1 月 10 日告示第 3 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 72 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するため、多古町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 町長が任命する委員にあっては、任命書を通知に代えることができる。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。

2 多古町子ども・子育て会議名簿

(順不同：敬称略)

職	氏 名	備 考
園児児童父母代表	佐 久 間 博 子	
園児児童父母代表	萩 原 利 江	
小学校 PTA 役員	鹿 嶋 美 代 子	
多古こども園副園長	鈴 木 佳 代 子	
多古こども園子育て支援センター	鎌 形 豊 子	
多古町校長会長（多古中学校長）	宮 内 進	
多古町学童保育所指導員	佐 藤 弘 美	
主任児童委員	加 瀬 行 祥	会長
多古町青少年相談員（副会長）	飯 田 良 一	副会長
教育長	岩 立 元 夫	
学校教育課長	内 藤 久 義	
保健福祉課長	秋 山 精 一	
多古こども園事務長	越 川 勝 宏	
子育て支援課長	吉 田 和 弘	

**第2期 多古町
子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

発行 多古町
編集 多古町 子育て支援課
〒289-2241
千葉県香取郡多古町多古 584 番地
TEL 0479-76-5412 FAX 0479-76-7144